

文化遺産からはじまるまちづくり

- これからの100年のために -

(令和3年3月26日時点版)

令和〇年

(202〇)

太 宰 府 市

市長の挨拶文

目次

序章	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割	3
第3節 計画期間	3
第4節 計画の対象	4
第5節 計画の対象区域	5
第6節 策定体制と経過	5
第7節 上位・関連計画との関係	6
第1章 [全体構想]	9
第1節 太宰府市の概要	10
第2節 太宰府市の文化財に関わる主な取組み	20
第3節 太宰府市の歴史文化の特徴	28
第4節 目指す方向	31
第5節 課題	33
第6節 保存・活用に関する方針	37
第2章 [個別計画]	41
第1節 保存・活用に関する措置	42
第2節 文化遺産ならびに文化財保存活用区域	46

序章

第1節 計画策定の背景と目的

太宰府市（以下、「本市」という）は、誇りうる悠久の歴史と豊富な文化財を有するまちとして、全国に知られています。令和3（2021）年に史跡指定100年を迎えた大宰府跡、水城跡をはじめ、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び室満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群は、市域の16%を占めており、観世音寺や太宰府天満宮等には、全国に知られる国宝や重要文化財が所蔵されています。これらは長い時間のなかで人びとに大切に守られてきました。この国内有数の豊かな歴史環境は、日本初となる国立歴史系博物館・九州国立博物館誘致をも実現し、本市はその後1000万人にも及ぶ観光客をお迎えする、一大国際観光都市となりました。

さらに特筆すべきは、約1300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人によりこの地で催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として、新元号「令和」が誕生したことです。本市は令和発祥の都として、全国はもとより海外からも広く注目を集めることとなりました。この慶事は、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化の要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義に改めて脚光を浴びる大きな契機となりました。

一方、地域の人びとが大切に守り育てていきたいと思うものは、こうしたわが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習なども数多くあります。

本市は、指定等の文化財だけでなく、市民生活の中で身近にある大切にしたいモノやコトを広く柔軟に「文化遺産」と呼んできました。そして、文化遺産を未来へつないでいくためのマスタープランとして平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴文構想」という）』を策定し、文化遺産からはじまるまちづくりを推進してきました。

『歴文構想』の運用を開始して10ヶ年が経過しています。その間、『太宰府市環境基本計画』や、『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画（以下「景観計画」という）』、『太宰府市歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」という）』など、関係する理念計画、事業計画を併用しつつ、市民の文化遺産を未来へつなぐ取組みを進めてきました。

一方、全国的でも未指定文化財を含めての地域の歴史文化の保護継承の取組みがはじまりました。本市が呼称するように文化遺産と文化財を区別せず、全て文化財として扱うため、ここでは「文化財」と表現しますが、これら「文化財」は、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による散逸、滅失等への対応が課題となっています。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた「文化財」を活かしつつ、「文化財」継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成30（2018）年6月8日、文化財保護法（以下、「保護法」という）が改正され、公布されました（平成31（2019）年4月1日施行）。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組みがより一層進展しやすくなることが期待されます。

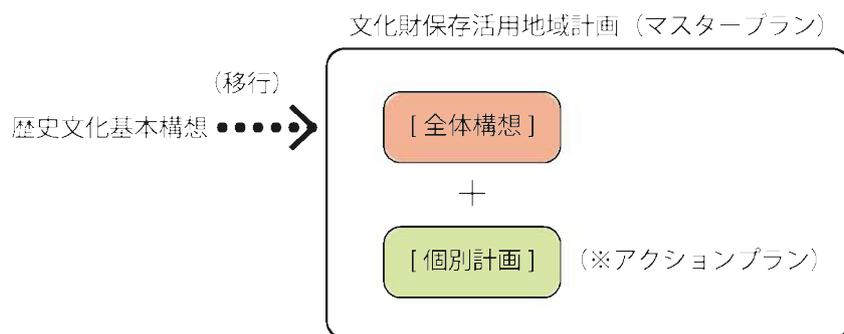
本市では、大宰府政庁が置かれて1300有余年、令和のご縁もいただき、大宰府跡や水城跡が史跡指定を受けて節目の100年を迎えました。この節目に、先人の積み重ねに改めて敬意と感謝を表しつつ、1300有余年の歴史に思いを致し、更なる100年への展望を描いていかなければなりません。そして、これから改めて市民、行政、民間事業者等による持続可能な取組みがはじまることで、また、この地を

改めて時空を超えた大々宰府的観点で捉え直すことで、更に100年後、史跡をはじめとする文化財が変わらず存在し、歴史と文化が豊かなまちとして今以上に発展し、住まう人も訪れる人もともに慶びを分かち合える、日本を代表する世界に冠たる都となることが望まれます。

本計画は、『歴史構想』を発展させるものです。これから100年先を見通しつつ、本市独自のまちづくりを支えていくため、関係する諸計画と連携・連動しつつ、保護法の改正により新たに動き始めた制度を活用し、保護法を立脚点とし直接的な運用を図っていくため、保護法第183条の3に基づくアクションプランとして策定するものです。

第2節 計画の役割

本計画は、『歴史構想』を発展させ、本市独自の文化遺産を生かしたまちづくりを進めるものです。これまで受け継がれてきた文化遺産を本市の歴史文化の依って立つ基盤として、市民との協働や庁内連携の推進を強化、促進するアクションプランを位置づけた文化遺産を活かしたまちづくりのマスタープランとしての役割を担います。



第3節 計画期間

本計画を推進する期間は、本市の取組みが継承される限り続きますが、本計画に記す「計画期間」は、令和4(2022)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、推進スケジュールとして後述します。

また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り、進捗管理を行いつつ進めてまいります。また、5年を目途に計画の見直しを行います。

第4節 計画の対象

本計画は、太宰府の歴史や文化を物語るすべての文化遺産を対象とします。

文化遺産は、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事と定義しています。したがって、例えば、古代大宰府や菅原道真など、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在しているため、本計画では、行政の枠組みにとらわれない範囲や見方も必要です。

市民調査により把握された多彩な文化遺産の一例

太宰府天満宮における鬼すべ・巒換え神事・神幸式大祭、大字ごとに点在する村落神や宮座をはじめとする祭事、および集落の行事



さいふまいの道筋、道標、関屋の鳥居、太宰府天満宮参道沿いの割並み、近世の紀行文に記される大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院など



北谷・内山・坂本などの農村景観、大学・病院など大規模な施設における緑地環境、宅地開発された高台や山頂からの眺望およびその周辺の重山的な環境、住宅地の桜や梅の木がある景観、ホタルの群生地など



宝満山、四王寺山、北谷集落の水道（みずみち）とこれに関連する多様な農事慣行や水利慣行、幸ノ元井堰と太宰府天満宮門前の「溝」、架橋の登橋などを知ることのできる石碑など



新興住宅地域における40年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



富原通真の伝承・伝説に関わる石造物、恵比寿神、庚申塔、大行事塔、および地域住民による清掃や供物などの日常的な手入れなど



四王寺山における林道や林道開通以前の古道、高台の住宅地に敷設された坂道、や古道の道しるべなど



市域に残る太宰府旧蹟全図、旧集落の地籍図、近代の太宰府が読み取れる古写真など



大宰府跡、水城跡、大野城跡、観世音寺、戒壇院、團分寺、学校跡などの史跡



大字北谷におけるソイラ、恵丁坂、タダゴヘなど太宰府旧蹟全図に記される地名など



(文化遺産調査ボランティアの調査より)

第5節 計画の対象区域

本市が市民とともに主体的に文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市全域とし、市外については、文化遺産が存在する自治体やその市民等に協力を求めます。

第6節 策定体制と経過

本計画の策定体制と経過は以下のとおりです。

表 太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会委員一覧

所属	氏名	分野
北海道大学 観光学高等研究センター 教授	西山 徳明	文化遺産学 ※会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 非常勤講師 九州沖縄道の駅連絡会駅長会 相談役	大江 英夫	観光学 ※副会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 教授	上村 真仁	地域計画学
太宰府市文化財専門委員会 会長	田鍋 隆男	美術工芸
太宰府市教育委員会 教育委員	日下部 寛行	市民遺産
九州国立博物館 展示課長	楠井 隆志	文化財所有者
(公財) 古都大宰府保存協会 事務局長	南里 義則	史跡保護
太宰府天満宮	松大路 信潔	文化財所有者
太宰府市商工会 観光部会 幹事	鬼木 剛	商工観光
太宰府市立水城西小学校 校長	渡辺 清二	学校教育
太宰府市景観・市民遺産会議 議長	森 弘子	市民遺産
市民代表	江藤 真理子	市民
SOCIAL 総合司法書士事務所 代表	丸田 幸一	市総合戦略
西日本新聞社編集局くらし文化部 記者	小川 祥平	市総合戦略
九州大学大学院 比較文化研究院 教授	施 光恒	政治学

表 策定の経過

実施日	会議名	協議事項
令和2(2020)年 12月25日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	計画作成の背景と目的、計画の骨子、 太宰府市の歴史文化の特徴について
令和3(2021)年 3月26日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	太宰府市の歴史文化の特徴、 目指す方向、課題、方針

第7節 上位・関連計画との関係

1.上位計画

本計画の上位計画として、以下に概要を紹介します。

(1)第5次太宰府市総合計画

『第5次太宰府市総合計画』は、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』で構成されます。

以下、『基本構想』、『基本計画』の概要をご紹介します。

1) 基本構想

基本構想は、平成23(2011)年に策定した『第5次太宰府市総合計画』に定めています。市の将来像と10年後の目指すべきまちの姿とともに、これを達成するために必要な7つの目標を設定しています。計画期間は、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間です。

「歴史と自然に抱かれたより良い環境を未来に継承しながら、身近に文化を享受し、市民が誇りに思えるまち」を目指して、将来像(語り継ぎ守り育てる太宰府の姿)を「歴史とみどり豊かな文化のまち」とし、「まほろばの里」(優れたよい所、国という意味の大和言葉)を合言葉に市民生活の向上を目指しています。

また、まちづくりの理念には、「太宰府らしさを活かしたまちづくり～まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)～」を掲げています。まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)とは、市内に点在する文化遺産などを活かし、文化の振興や生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくり、産業・観光の振興などさまざまな施策に太宰府らしさを織り込んだ、個性的で魅力あるまちづくりを進めていくという考え方です。

2) 基本計画

基本計画は、基本構想を達成するために各施策の現状と課題や基本方針、成果目標、施策実現に向けた取組みなどを示したものです。平成23(2011)年に策定した『第5次太宰府市総合計画』に『基本構想』とともに『前期基本計画』を定め、平成28(2016)年に『後期基本計画』を定めています。後期基本計画の計画期間は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間です。

基本構想を達成するための目標の1つに「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」を掲げ、その施策には「文化遺産の保存と活用」、「観光基盤の整備充実」等を定めています。

「文化遺産の保存と活用」では、「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを基本方針とし、施策実現に向けたさまざまな取組みを位置付けています。

「観光基盤の整備充実」では、「日本遺産にも認定された本市特有の歴史・文化遺産や景観、観光資源を生かして、市民をはじめ来訪者にもやさしい観光基盤の整備を図るとともに、回遊性や付加価値を高め、「また来たい」と思ってもらえるような観光地としての魅力づくり」等を基本方針とし、施策実現に向けたさまざまな取組みを位置付けています。

(2)太宰府市教育大綱

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の方向性や基本目標を示すものです。平成28(2016)年に策定し、平成29(2017)年と令和元(2019)年に改訂したものです。この大綱は、平成29(2017)年度から平成32(2020)年度の4か年を実施期間とします。基本理念「郷土を愛し、地域とともに生き、自ら生きる力を培う人づくり」と4つの基本目標を掲げています。また、これらの下に位置づけた基本施策の1つには「文化遺産の保存と活用」として「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

(3)第二次太宰府市都市計画マスタープラン

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、平成17(2005)年に策定しました。平成29年度を初年度とした20年間の計画とし、計画の目標年次は令和18(2036)年度です。基本、10年目を目途に見直しを行うとしています。

将来都市像に都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづくり」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。

(4)第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)

『第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、令和2(2020)年に策定しました。計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2025)年度までの5年間です。

「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の4つの特徴として捉え、課題解決の方向性として4つの構想を打ち出しています。その一つ「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」は、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実を目指し、主な取組みの1つに「史跡指定100年とこれからの保存・活用」を掲げ、「大宰府関連史跡保存活用計画の策定と改訂、整備・再整備の推進」を位置付けています。

2.関連計画

関連部署が策定した計画の中で歴史文化に関わる関連計画として、以下の概要を紹介します。

(1)太宰府市歴史的風致維持向上計画(以下、「歴まち計画」)

『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成22(2010)年に国の認定を受けました。その後、新たな歴史的風致の追加やそれに伴う重点区域の拡張、歴史的風致形成建造物指定候補の追加及び事業期間の見直しを行う計画変更を適宜実施しています。計画期間は、平成22(2010)年度から令和4(2022)年度です。

市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。

(2)太宰府の景観まちづくり計画、景観計画(以下、「景観計画」)【第3版】

『景観計画』は、大きく理念計画である『太宰府市景観まちづくり計画』と実践計画としての『太宰府市景観計画』で構成され、併せて景観法(平成16年法律第110号)に基づく法定計画で、平成22(2010)年に策定しました。運用上の修正や屋外広告物等の取組み、下屋庇等の参道景観の保全の

取組みを行うための計画変更を行っています。計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うとしています。

(3) 太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～

『太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～』は、平成31(2019)年に策定しました。計画の実施期間は平成31(2019)年度から令和5(2023)年度の5年間です。

「欧米豪」地域の来訪者、国内のシニアや女子旅などの時間的余裕、経済的余裕のある層を主要ターゲット層に設定しています。将来像の1つには「②地域資源を活用した太宰府の食や体験を楽しむことができる太宰府」を掲げ、「太宰府でしか体験ができない歴史・文化・自然を感じられる観光プログラムの開発」等を位置付けています。(※改訂中のため、最新に更新する)

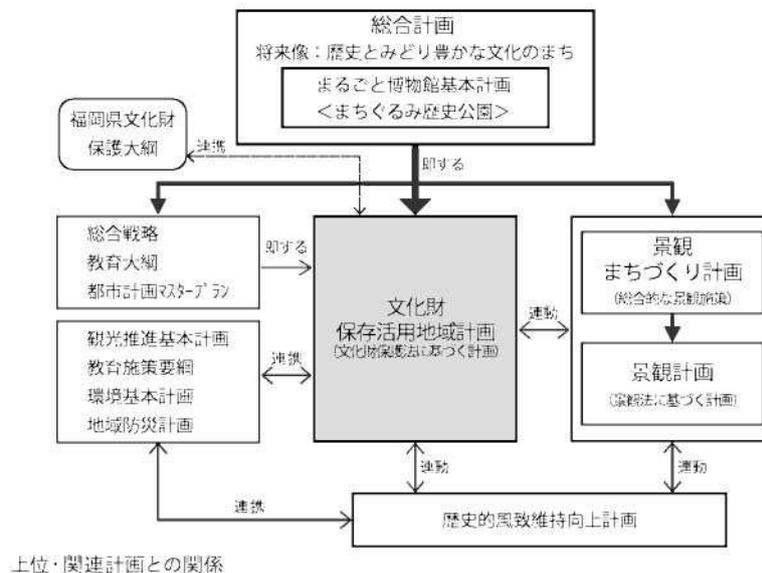
(4) 太宰府市教育施策要綱

『太宰府市教育施策要綱』は、「第5次太宰府市総合計画」及び「太宰府市教育大綱」を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。『太宰府市教育大綱』にも掲げる4つの基本目標の達成に向けて、「文化遺産の保存と活用」に関する施策を総合的に推進していくことを定めています。その中には、「市民と協働して「日本遺産」や「市民遺産」の育成・活用を推進」すること、「特別史跡大宰府跡、水城跡史跡指定100年」と関連づけて大宰府関連史跡の普及事業を行う」こと、そして地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するために、本計画を策定することを位置付けています。

(5) 太宰府市地域防災計画

『太宰府市地域防災計画』は、東日本大震災をはじめとする近年の災害の課題や教訓を踏まえつつ、令和2(2020)年に改訂したものです。災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画(風水害・地震)には市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。



第1章

[全体構想]

第1節 太宰府市の概要

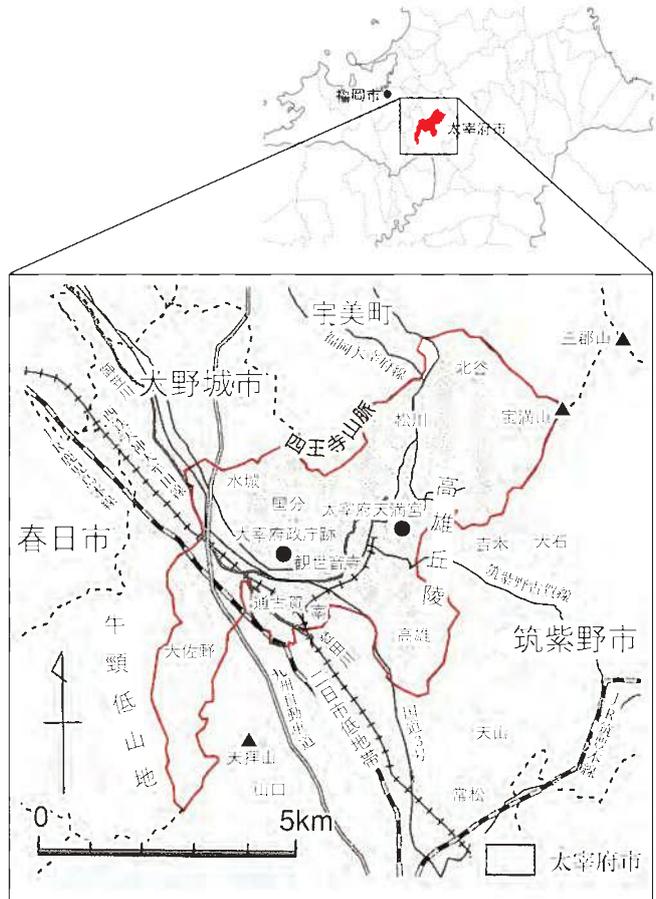
1.自然的・地理的特性

(1)位置・面積

太宰府市は九州島の北端に位置し、大陸や朝鮮半島に近い位置にあり、古くから交流が盛んに行われてきました。福岡市の南東約16kmにあたり、東西北を山地で囲まれ、盆地状を呈し、その中央を御笠川水系が博多湾に向かって流れています。行政的には北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接し、面積は29.60km²です。

(2)地形・地質

北に四王寺山脈（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ愛嶽山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市低地を挟んで、西を脊振山地の前山となる牛頸低山地（最高点333m）に囲まれています。三方を山に囲まれています。北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地となっています。市域の大部分は博多湾に注ぐ御笠川とその支流の流域ですが、北部の山浦川は多々良川水系であり、四王寺山の北側を博多湾へ下っています。東部の三郡山地と高雄丘陵との間は、宝満川を経て筑後川から有明海に注ぐ原川の流域です。これらの山地の山麓部は、基盤層である花崗岩が浸食されて形成された丘陵や土石流の堆積によって形成された扇状地、および扇状地の下方浸食で形成された段丘地形が見られますが、昭和40(1965)年代以降、大規模な宅地化と土取りが進み地形の変化をもたらしています。



太宰府市の位置

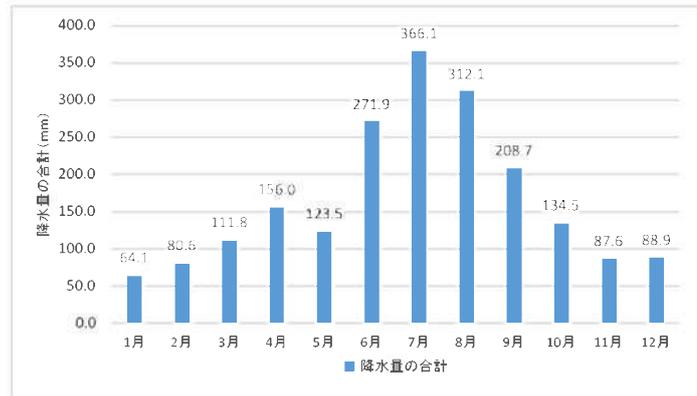


太宰府市の地形

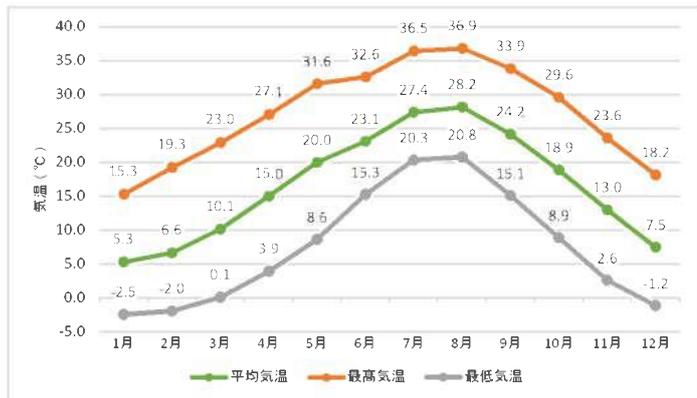
(背景に国土地理院発行 25000 分の 1 地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用)

(3) 気候

平均気温が16.6度と比較的溫暖で、最高気温は8月の36.9°C、最低気温は1月のマイナス2.5°C、年間降水量は2,005mmとなっています(平成22(2010)年から平成31(2019)年平均値)。降水量は6月から8月の夏場に多くなっています。



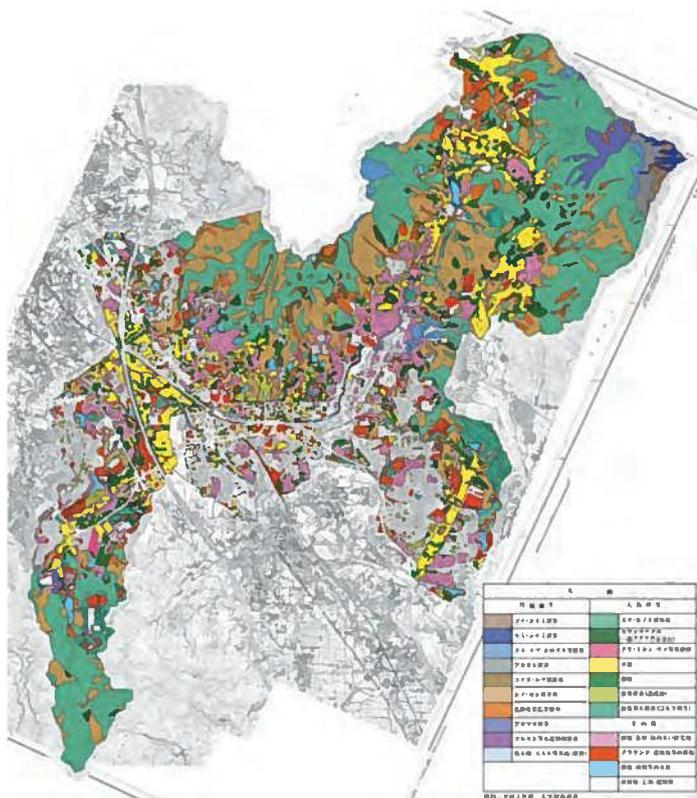
降水量の合計
(資料: 気象庁 太宰府における平成22(2010)年~令和元(2019)年の平均値)



気温 (資料: 気象庁 太宰府における平成22(2010)年~令和元(2019)年の平均値)

(4) 動植物

山地に囲まれた集水地形や、年間約2,000mmの降水量は市域の緑を豊かなものとしています。本市の植生は市の総面積に対して植生60% (森林41%、農耕地11%、公園・史跡等の環境緑地8%)、無植生40%です。植生のうち、天然性林は宝満山周辺の標高約700メートル以上に見られるブナ、モミ、アカガシを主体とし、植生の1.3%のみです。本市の植生は過去から人為を受け続けており、その代表的なものが草地と雑木林からなる里山や造林された人工林ですが、昭和30年代以降手入れがされなくなり、多くがスダジイ・アラカシ・スギ・ヒノキなどの緑の濃い森林となっています。近年は低地から丘陵に孟宗竹が侵入している場所が増えています。



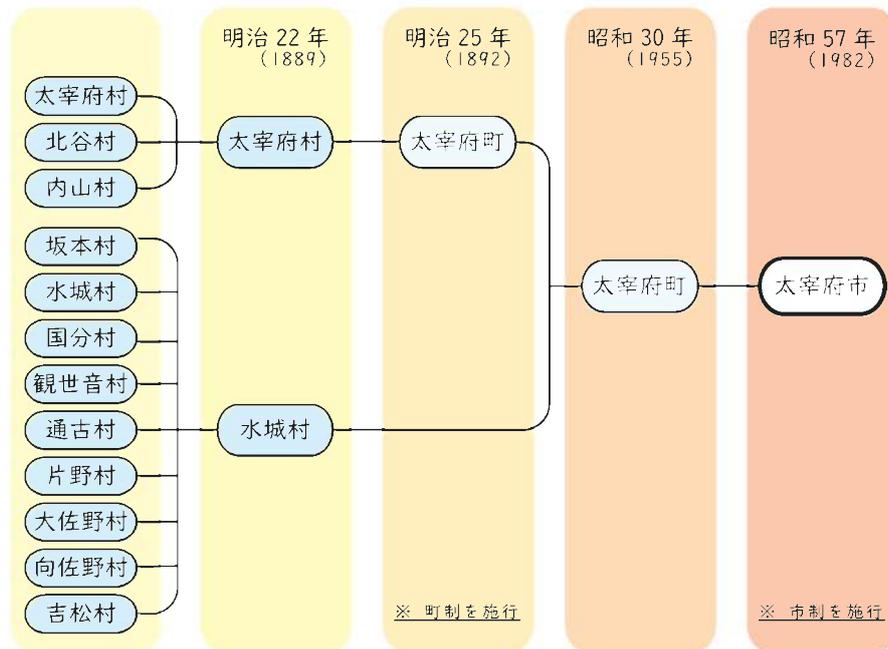
現存植生図

2.社会的状況

(1)市町村合併

明治22(1889)年、町村施行により、太宰府村、北谷村、内山村がの3村が合併して太宰府村となりました。同年、坂本村、水城村、国分村、観世音村、通古村、片野村、大佐野村、向佐野村、吉松村の9村が合併し、水城村となっています。また、太宰府村は、明治25(1892)年に町制を施行し、太宰府町となりました。

昭和30(1955)年、太宰府町と水城村が合併し、新「太宰府町」となりました。そして、昭和57(1982)年に市制を施行し、太宰府市となって、現在に至ります。

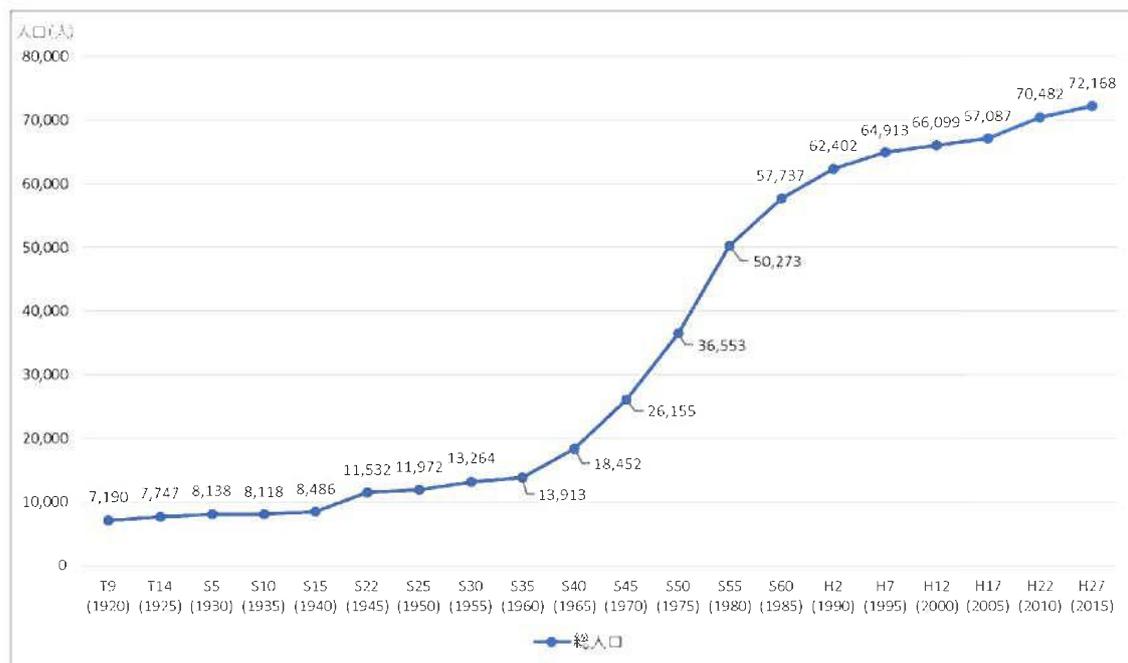


市町村合併の変遷

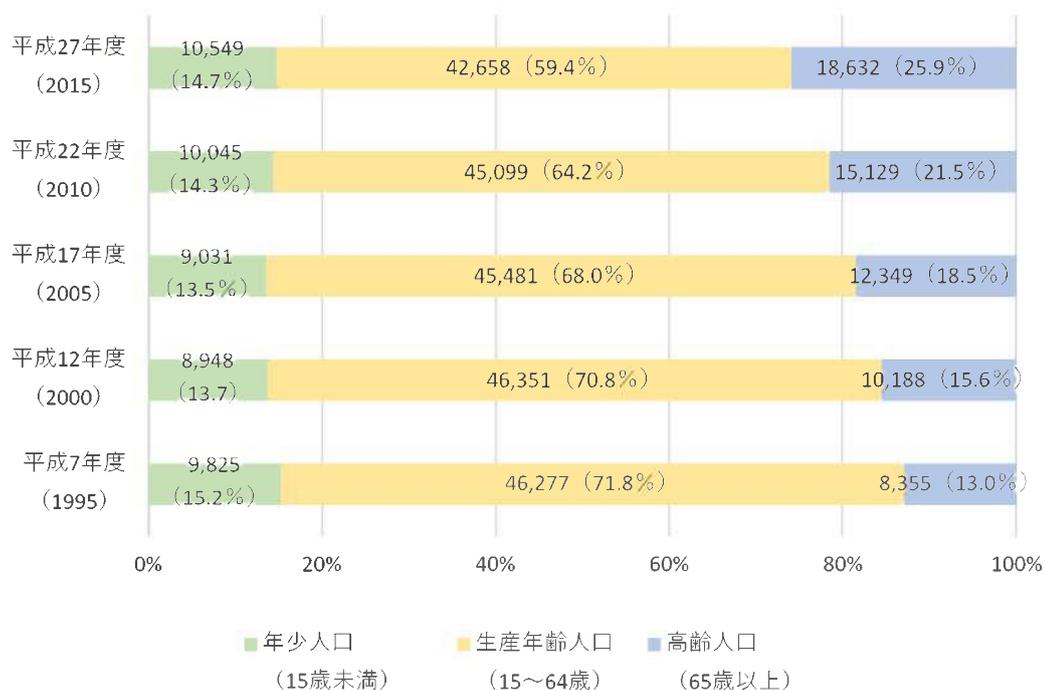
(2)人口

本市は、福岡都市圏に位置し、総人口は一貫して増加してきました。人口増の主な要因は、人口流入に伴う社会増であり、人口動態は自然増を社会増が上回る傾向が顕著です。15歳未満の年少人口が平成12(2000)年度に底を打ち、その後微増傾向が続く、改善の傾向が見られます。

一方、65歳以上の高齢人口の増加が著しく、平成27(2015)年度の高齢化率は25.9%となっています。平成27(2015)年度と平成7(1995)年度と比較して20年間で12.9ポイント増加しており、実数では倍以上に増えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、2025年をピーク(約7.3万人)にその後減少することが見込まれています。



総人口の推移(単位:人)、資料:国勢調査(令和2年度調査結果が公表され次第更新)

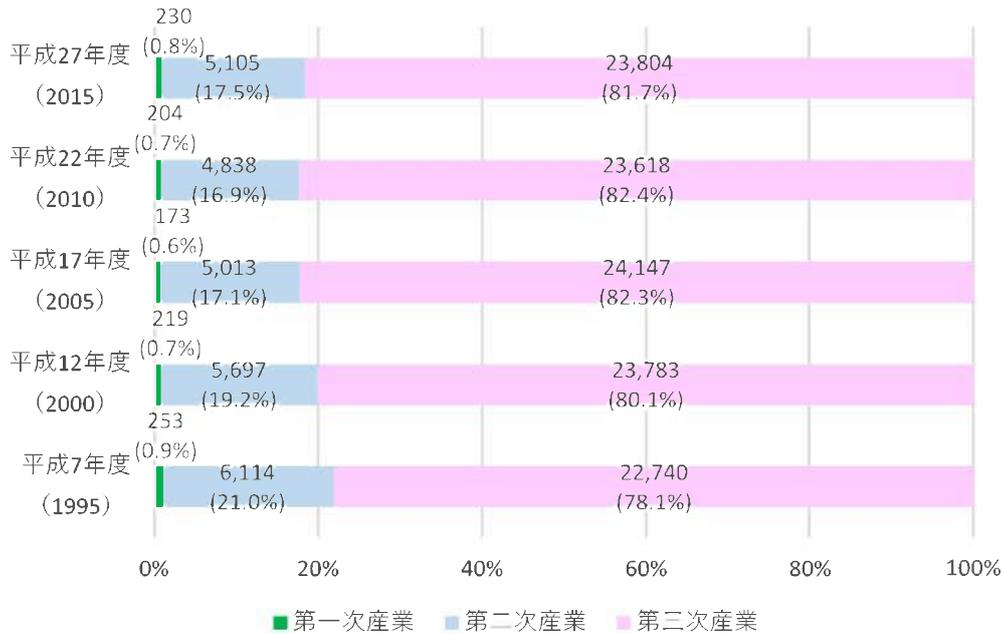


年代別人口の推移(単位:人) (%)、資料:国勢調査(年齢不詳は含まない)(令和2年度調査結果が公表され次第更新)

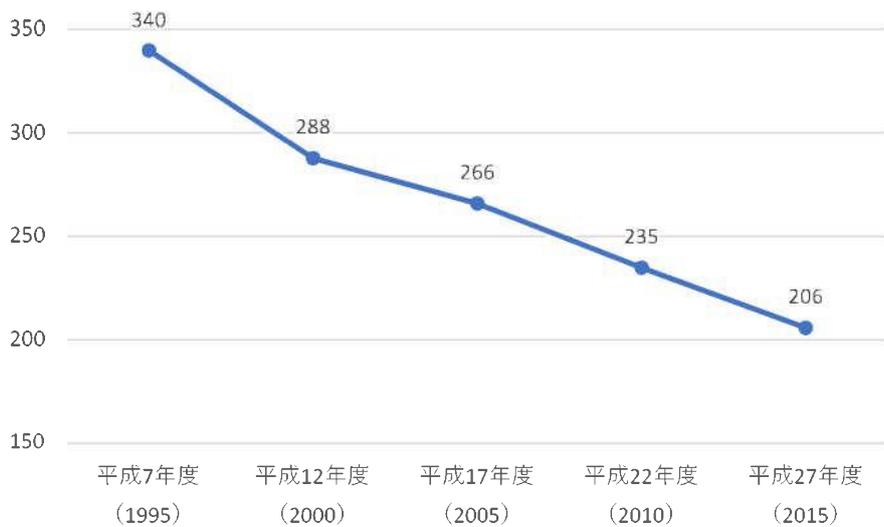
(3)産業

本市は、高度経済成長期以前は、都市近郊の農村であるとともに、博多織などの伝統産業の工場が立地していました。そうした中で、太宰府天満宮門前では観光が生業となっていました。

現在、本市の就業構造は、産業別就業者数において、第一次産業の占める割合が極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。近年、農家世帯は平成7(1995)年度の340戸から平成27(2019)年度の206戸まで減少しています。他方、第三次産業が81.7%を占めるまでに増加しています。



産業別就業者数の推移(単位:人)(%)、資料:国勢調査(分類不能は含まない)
(令和2年度調査結果が公表され次第更新)



農家戸数の推移(単位:戸)、資料:農林業センサス(令和2年度調査結果が公表され次第更新)

(4) 観光

本市の年間観光客数は、平成29(2017)年度をピークに減少していますが、令和元(2019)年度で818万人の観光客が訪れています。新型コロナウイルスが感染拡大する前は東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く、太宰府天満宮門前を中心に観光産業が集積しています。

市内で観光客が多く訪れる施設としては、太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府展示館、太宰府政庁跡、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、水城跡 光明禅寺、宝満宮竈門神社、坂本八幡宮等が挙げられます。多くの文化遺産も含まれています。



年間観光客数の推移(単位:万人)、資料:市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

(5) 土地利用

本市は、福岡都市圏に位置し、開発圧力が高く、主に高度経済成長期から宅地開発が進展してきました。

1950年代の宅地開発は、園分や通古賀で県営住宅が建設されるとともに、駅に比較的近い平坦地から四王寺山麓などの周辺丘陵部へと拡大していきました。1970年代になると、市内ではじめて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号の整備にともない高雄の丘陵地で複数の開発が行われ、丘陵のほとんどが宅地となりました。

また、1980年代からは観世地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。

宅地開発が急速に進んだ本市ですが、近年は大きな変化はなく、緩やかに宅地開発が進行しています。

本市の土地利用は、令和元(2019)年度で田1.46km²、畑0.26km²、宅地7.26km²、山林5.37km²となっています。



土地利用の推移(単位:km²)、資料:市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

3.歴史的背景

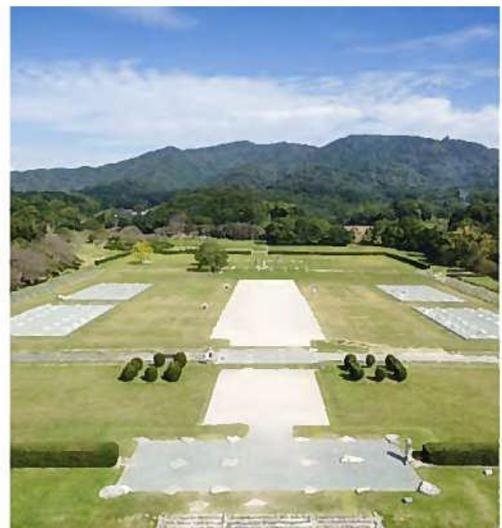
地政学的背景と大宰府の成立 北部九州は、中国大陸・朝鮮半島と一衣帯水にあり、地政学的に重視されてきた歴史があります。玄界灘に面した福岡平野、有明海に面した筑紫平野では、弥生時代には「クニ」が起こり、大陸・半島と、また列島各地との交流を示す遺跡が数多く知られています。古墳時代になると、ヤマト朝廷は半島との関係強化を図り、北部九州の支配を強化するため、「ミヤケ」を設け拠点としました。この時代にも前代同様、国内外各地との交流が続いていたことを示す文物は少なくありません。

7世紀初め頃、後漢以来中国統一を果たした隋・唐が拡大政策のもと高句麗遠征を行い、半島情勢が不安定化した結果、660年に朝鮮三国の一國・百済は唐に滅されました。百済と親交のあったヤマト朝廷は、その復興支援のため斉明天皇自ら筑紫へ遷り、救援軍を派遣しますが、663年白村江で唐に大敗します。この東アジアとの対峙が大きな転換点となり、日本は律令制に基づく古代国家建設の歩みをはじめます。そして福岡平野と筑紫平野とを結ぶ地峡帯の北辺に、律令官司「大宰府」を置きました。のちに地名となり、本市の名前の由来となった古代の大宰府は、こうしてはじまりました。

朝廷は、白村江敗戦後に亡命百済貴族らを派遣し、地形を利用して水城・大野城等を築き、そして大宰府の整備を始めます。8世紀には、大野城が置かれた四王寺山南麓に政庁が設けられ、周辺に官衙・学校院などを配し、その東に斉明天皇の供養と西海道の寺院を統括する観世音寺が配されます。またこれらを北辺とする条坊都市を整備し、朱雀大路など主要大路を起点に、西海道各地や、京、海外に至る官道を設けました。条坊の北西郊外には、筑前国分寺・国分瓦窯がありますが、近隣では筑前国が管轄した御笠団・遠賀団の印章や、筑前国内の戸籍関連木簡が出土しており、筑前国府の所在が有力視されています。また北東には、地域の旧名「御笠」の地名伝承をもつ室満山がそびえており、国境祭祀や、渡唐のための航海祈願が行われています。

歴史文化の中核をなす古代大宰府 大宰府は「遠の朝廷」（『万葉集』）と呼ばれる、朝廷に似た組織をもった政治拠点でした。また防人や管内諸国の軍団を掌握する軍事拠点でした。さらには遣唐使・遣新羅使や、外国使節、商人らが往来する外交・交易の拠点でもありました。ここで重職を担う長官（帥・権帥）には、大伴旅人・吉備真備・菅原道真など、歴史に名を刻む人物が歴任しており、玄昉・空海・最澄ら数々の著名人もこの地を訪れました。彼らの足跡や編んだ詩歌は、大宰府の歴史文化を彩っており、大伴旅人が催した「梅花の宴」（『万葉集』）は、令和元号の典拠となり、菅原道真の逸話は能や歌舞伎でも演じられています。こうした古代大宰府の歴史・遺跡・文化財は全国に知られており、大宰府跡・水城跡・大野城跡の特別史跡を含む8件の史跡、2件の国宝を含む重要文化財などが国の指定を受け、「天下之一都会」（『続日本紀』）と記された大宰府の成り立ちと人々の往来を物語るストーリー、「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は、日本遺産に認定されています。

このように、政治・文化都市が置かれ、また軍事・宗教によって守られる要害となった古代は、本市域の歴史文化のはじまりとなる時代であり、本地域の歴史文化を物語る上での核といえます。大宰府が置かれたことで、地域の役割・特色が形成され、また九州における地政学的な要となったことで、その後の中世・近世にも大きな影響を与えます。



大宰府政庁跡

変転する大宰府 中世・鎌倉時代になると、関東の御家人・武藤氏が下向し、大宰府の官職である大宰少貳を世襲し、少貳氏を名のようになります。少貳氏は、府官（大宰府の官人）らを従えて、朝廷と幕府両方から政務を執り、管内支配・外交・貿易に関わり、蒙古襲来時にも日本軍の総大将をつとめるなど活躍しました。鎌倉時代後期に鎮西探題が博多に置かれると、大宰府の地政学的地位は次第に低下し、室町・戦国時代には、その支配も少貳氏から山口の大内氏・大分の太田氏へと変わります。政治的には移ろいますが、中世の大宰府は宗教・生産活動が花開き、都市としての成熟もみられました。六座と呼ばれる商工業集団が奉納した舞の伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、いまでも大宰府天満宮の秋の神幸式大祭にて奉納されています。また、連歌で大宰府天満宮を訪れる者も多く、文化的にも興隆しました。

戦国時代末、「戦国の華」とたたえられた大友方の武将・高橋紹運が、薩摩・島津氏と激戦をくりひろげ、大宰府の地は灰燼に帰しますが、その後筑前国に入った小早川氏・黒田氏によって、大宰府天満宮、観世音寺の再興がはかられました。黒田家は、大宰府天満宮に代々手厚い保護を加えつつ、連歌振興・書画展示会などをすすめて、文化の興隆につとめます。このころから宰府参詣（さいふまいり）が盛んになり、同時に近隣の名所旧跡を人々が訪れるようになります。黒田家も大宰府の研究をすすめて、大宰府政庁跡の記録や保護につとめました。

幕末には、京都から逃れた五卿が大宰府天満宮に滞在し、討幕をすすめる勤皇の志士が集まりました。五卿は地元文化人とも交流し、書画などの作品とともに逸話が残されています。

歴史文化を未来へつなげる取組み このように、大宰府市域には、古代の「大宰府」設置を契機とする積み重ねられた歴史ストーリーがあり、それを物語る文化遺産も数多く残っています。その保存・保全は、近世以降黒田藩のほか大宰府天満宮が携わっており、近現代とくに高度経済成長期以降は、行政が主導して文化財の保存活用を推進してきました。大正10（1921）年には、全国初となる国史跡に大宰府跡・水城跡が指定を受け、昭和43（1968）年から遺跡の学術発掘調査が開始されました。公の博物館・資料館も、九州歴史資料館（昭和47（1972）年～平成22（2010）年）、大宰府展示館（昭和55（1980）年開館）、大宰府市文化ふれあい館（平成8（1996）年開館）などあり、平成17（2005）年には、地元の誘致活動が実り、九州国立博物館が開館しました。こうした施設でボランティアとして活動する市民や、遺跡調査に作業員として従事する市民も少なくなく、文化財愛護の一翼を担っています。

こうして、本市の歴史や文化財は全国に知られるところとなり、その歴史的風致は、来訪動機の大きな要因になっています。また地域の歴史文化を大事に思う市民は9割にのぼり（市民意識調査）、地域の誇りとなっていることもうかがえます。



筑前名所図会都府楼（大宰府跡）

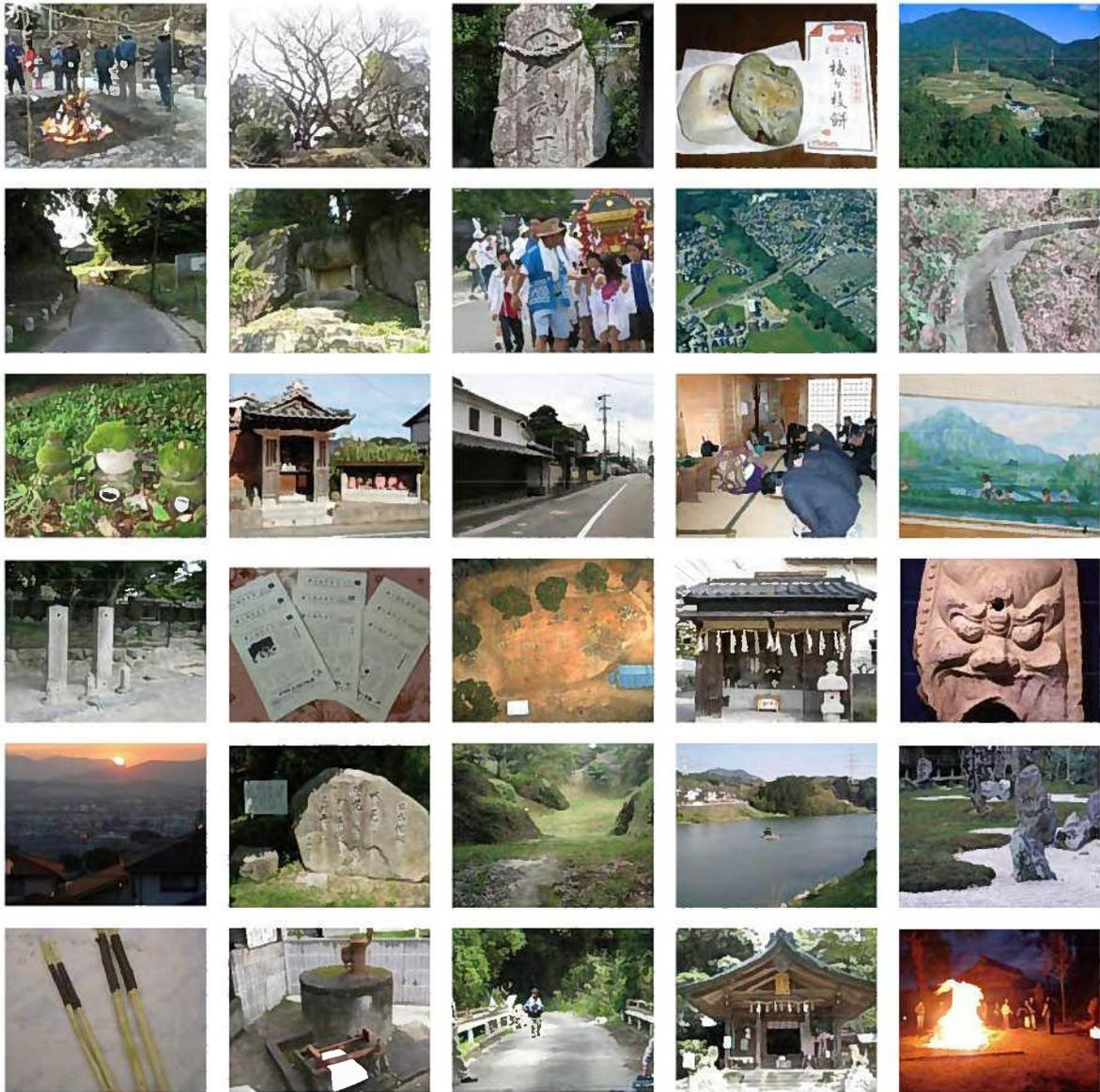


文化遺産の調査



大宰府政庁跡風景

■集められた文化遺産情報の一例



第2節 太宰府市の文化財に関わる主な取組み

1.本市の考え方

平成22(2010)年度にまとめた歴史構想にて示した考え方を基本的に踏襲します。一方で、歴史構想策定後、運用を開始し10年の歳月が経過した中で、社会情勢の変化や運用の中で見えてきた新たな考えを取り入れ、本計画では次のようになります。

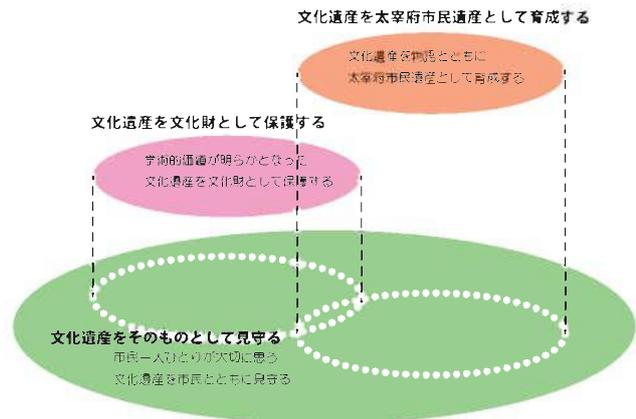


図 本市の文化遺産・文化財・太宰府市民遺産の捉え方と各取組みの進め方

●文化遺産

文化遺産とは、市民が未来の市民に伝えていきたいモノ・コトです。単なるモノだけを対象としているのではなく、「未来へ伝えたい」と思った時点で既に物語が伴っており、そこには人が必ず介在することになります。また、価値判断の基準としての学術的、行政的な評価軸を持たないところが、次の文化財、市民遺産との大きな違いです。この評価軸を持たないものであるからこそ、この10年間の取組みで多様な文化遺産に関する情報を集めることができました。

●文化財

文化財とは、文化遺産の中から、行政機関が変化する社会に動ずることなく多様な価値観で検討し、結果として責任をもって未来の市民に伝えていく必要があると判断したものです。多様な価値観で検討する基礎的な仕組みとして、学術的、行政的な評価軸による判断がなされる必要があります。具体的には、学術的な判断を下す組織として行政が、その附属機関として委員会等を組織し、文化財保護法に規定される多様な文化財について専門的な識者によって議論され価値づけが行われたものが該当します。このような文化財の取組みは、今からちょうど100年前の大正10(1921)年3月3日に、本市の大宰府跡や水城跡が史跡名勝天然紀年物指定を受け近代国家による文化財保護の取組みの端緒から取り入れられ、その後の激動ともいえる社会の動きの中で100年の長きにわたり本市の文化財は保護されてきました。

●市民遺産

市民遺産とは、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産・文化財及び文化遺産・文化財を保存活用する育成活動を総合したものです。文化遺産を未来の市民へ伝えるために活動を行っている「育成団体」が提案することからはじまるもので、そこには、文化遺産の真正性、市民を納得させるだけの物語性そして守り育てていく実践力の3つが必要となります。これらの活動に市民代表によって組織される景観・市民遺産会議によって議論され評価されることで認定されるものです。この、景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではなく、市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、行政機関の立場で意見を述べる役割を担う者として市役所の職員も参画しています。

市民遺産は、未来の市民に伝えるために、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくものです。

2.主な取り組み

文化財保護行政の施策は平成17(2005)年以前と以後に分けることができます。

以前は文化財保護法の枠組みの中で文化財として保護措置をとってきました。大正10(1921)年の「史蹟太宰府跡」「史蹟水城跡」指定や、昭和28(1953)年の特別史蹟大宰府跡、水城跡、大野城跡指定、さらには昭和39(1964)年から始まる史蹟地公有化(補助率:国80%、県10%、町10%)などの施策を講じて、本市の文化遺産の中で文化財に特化した形で進めてきました。その後、『歴史文構想』を構成する二つの計画である「文化財保存活用計画(以下「活用計画」という)」を平成17(2005)年に、「市民遺産活用推進計画(以下「推進計画」という)」を平成22(2010)年に策定し、文化財の枠組みでは捉えることができない文化遺産や、市民総がかりで未来の市民へ伝える市民遺産という考え方を提起しました。平成23(2011)年からは、歴史文構想-景観計画-歴史まち計画を連動させ、景観と歴史のまちづくりの実践をはじめています。また、平成27(2015)年には、日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の認定を受け、古代大宰府に関わる史蹟群や文化遺産を広く活用する取り組みを始めました。この時認定された日本遺産は、本市域に限定されていましたが、大陸の門戸としての地理性を鑑み、構成文化財を関係する市町に広げ、シリアル型として令和2(2020)年に再認定を受けています。

平成28(2016)年には、史蹟地の緩衝帯的な役割と地域の活性化を目的として、特別史蹟大宰府跡と史蹟観世音寺境内及び子院跡の南に接する県道観世音寺-二日市線の南側沿線に、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画を導入しました。具体的には、制限付き緩和を行い、江戸後期に盛んになった「さいふまいり」の風情をつくり出す店舗や屋外広告物の景観誘導を含め、福島県白河市とともに全国初の取り組みを開始しています。また、太宰府天満宮参道の景観を創り出している下屋庇等の景観を保全するための取り組みとして、平成29(2017)年には、国土交通大臣の承認を受け、太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を施行し、歴史的な景観を持つ参道景観の保全の取り組みも開始するなど、歴史的な文化遺産を未来の市民に伝えるための制度づくりを進めてきています。

さらに、昭和39(1964)年から始まった史蹟地公有化は、市域の約16%を占める史蹟地の多くを公有化することになりましたが、住空間との共存や昨今の自然環境の劇的な変化に呼応する豪雨や台風による被災も課題となり、史蹟地の環境改善や保全のための財源確保が課題でした。令和2(2020)年に「史蹟等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化(以下、「土地活用範囲」とする)」を、内閣府を通じ提案したところ、本市をはじめとした史蹟を有する全国の自治体の積年の思いを理解いただき、同年11月に文化庁主催で行われた「史蹟・埋蔵文化財担当者会議資料」に土地活用範囲が示され、加えて12月の地方分権改革推進に関する閣議決定を受けることになりました。今後は、史蹟の価値を損なうことなく公有化した史蹟地を有効に活用し、史蹟環境・景観の保全や環境改善の取り組みのための財源確保に努めていくとともに、史蹟地景観を保持している住民の苦難に寄り添い、有効な活用方法や制度を考え実践するための仕組みづくり、体制づくりが必要となります。



日本遺産の取り組み



史蹟景観

■これまでの取組み

年月	項目
大正 10 (1921) 年	大宰府跡、水城跡史跡指定 平成 26(2014) 年まで 8 つの史跡を指定
昭和 59 (1984) 年	太宰府市景観保全に関する指導要綱による美観地区 指定
平成 12 (2000) 年	門前町特別用途地区 決定
平成 14 (2002) 年	太宰府市景観形成基本計画 策定
平成 16 (2004) 年	太宰府市門前町美しいまちづくり計画 策定
平成 17 (2005) 年	太宰府市文化財保存活用計画 策定 太宰府市景観まちづくり懇話会設置 平成 19 (2007) 年答申
平成 22 (2010) 年	太宰府市景観まちづくり計画・景観計画 策定 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 施行 太宰府市歴史的風致維持向上計画 認定
平成 23 (2011) 年	太宰府市歴史文化基本構想 策定
平成 24 (2012) 年	太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会 発足
平成 27 (2015) 年	日本遺産認定 『古代日本の「西の都」 ～東アジアとの交流拠点～』
平成 28 (2016) 年	大宰府関連史跡に関する保存活用方針 策定 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画 導入
平成 29 (2017) 年	特別史跡大宰府跡保存活用計画 策定 太宰府市屋外広告物等に関する条例 施行 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例について国土交通大臣承認を受け、条例を施行
令和 2 (2020) 年	史跡宝満山保存活用計画 認定 内閣府地方分権改革推進提案「土地利用範囲」の明確化

(1)文化遺産

「歴史文構想」以来、文化遺産調査ボランティア活動によって、未来の市民に伝えたいモノの情報収集が行われ、多種多様な情報が収集され、一部は景観計画の根拠として市のホームページに掲載され公開されています。併せて、その成果が取り込まれた文化遺産マップを制作し、市内の小学生むけの文化遺産解説活動や、小学生による文化遺産解説員の取組みへとつながってきています。文化遺産データベースも約10,000件の情報が収集され平成30(2018)年段階の本市のあり様を切り取ることができるようまでに育てられてきました。

また、関連する行政計画としての「歴まち計画」によって、歴史的建造物の保存修理や歴史的な通りの美装化など歴史的なまちづくりが進められたことによって、住民意識の向上に大きく寄与してきています。併せて景観計画の施行によって本市の景観的な取り組みが徐々に浸透し、太宰府天満宮参道において洋風の景観から参道に相応しい歴史的な景観へと変化してきています。



文化遺産調査ボランティア活動



小学生による文化遺産解説員の取組み、小学校の取組みを紹介

(3) 市民遺産

市民遺産は、史跡をはじめとした文化財と深く関わるモノだけでなく、本市の歴史文化の根幹をなす「大宰府」の枠組みでとらえることができない、広がりある本市の歴史文化を育てる重要な要素となっています。

平成22(2010)年から景観・市民遺産会議を立ち上げ、市民遺産の認定ならびに登録を行い、令和3(2021)年3月時点で16の市民遺産が認定され、市に登録されています。また、市民遺産については、平成23(2011)年度から文化庁の補助事業を活用し、市民遺産育成団体の育成に活用し、それぞれの活動の支援に取り組んでおり、各市民遺産育成団体については自立的な活動を展開する団体もあるなど、市民総がかりで文化遺産を育てる取組みへと育ちつつあります。また、市行政の取組みとして、市内の施設を利用し市民遺産を市民に浸透させるための広報支援を行ってきています。

表 認定された太宰府市民遺産(令和3年(2021)3月時点)

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体
第1号	太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会
第2号	八朔の千燈明	五條風の会
第3号	かつてあった道 四王寺山の太宰府町道	四王寺山勉強会
第4号	芸術家 富永朝堂	NPO 法人歩かんね太宰府
第5号	万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会
第6号	太宰府における時の記念日の行事	辰山会
第7号	隈盛公のお墓	榎文化保存会
第8号	太宰府の絵師 萱島家	絵師萱島家保存会
第9号	莉菫の関跡とかるかや物語	かるかや物語を伝える会
第10号	太宰府の梅上げ行事	太宰府梅ばやし隊
第11号	高雄の自然と歴史	高尾山の自然と歴史を語り継ごう会
第12号	太宰府悠久の丘へメモリアルパークからの眺望へ	(公財) 太宰府メモリアルパーク
第13号	太宰府をうたう♪全11曲(作曲・唄 岩崎記代子)	岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい」
第14号	梅香苑夏まつり子どもみこし	梅香苑区自治会
第15号	四王寺山の三十三石仏	四王寺山勉強会
第16号	宝満山のヒキガエル	宝満山ヒキガエルを守る会



特別史跡大宰府跡の月山丘陵の東に位置する芸術家富永朝堂のアトリエ「吐月齋」



特別史跡大宰府跡に存在する歌碑巡リイベントを行う「大宰府万葉会」



大宰府政庁跡を会場として毎年6月10日に「時の記念日の行事」を開催する「辰山会」

(4)日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、わが国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。

文部科学省・国土交通省・観光庁をはじめ関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成27(2015)年4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、太宰府市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」(構成文化財19件)も認定されました。その後、**太宰府市の観点で日本遺産を捉えることとし**、令和2年(2020)6月には、代表自治体が太宰府市から福岡県に代わり、周辺6市町の構成文化財11件を加えた広域型(シリアル型)となっています。

■本市に関わる構成文化財・文化遺産

	構成文化財・文化遺産
1	特別史跡 大宰府跡
2	特別史跡 大野城跡
3	特別史跡 水城跡
4	観世音寺 戒壇院
5	史跡 筑前国分寺跡
6	史跡 大宰府学校院跡
7	史跡 国分瓦窯跡
8	史跡 宝満山
9	国宝 観世音寺梵鐘
10	太宰府天満宮
11	太宰府天満宮神幸行事
12	太宰府天満宮の伝統行事
13	万葉集筑紫歌壇
14	大宰府条坊跡
15	官道
16	軍団印出土地
17	般若寺
18	南館跡
19	太宰府の梅



大宰府政庁跡



大宰府学校院跡



宝満山

(5) 歴史的風致

平成20(2008)年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴まち法」とする）」第1条（目的）に規定されたもので、本市においては平成22(2010)年に「歴まち計画」を策定し、その中で本市の維持向上すべき歴史的風致として8つの歴史的風致を上げています。

- ①太宰府天満宮神幸式における歴史的風致
- ②さいふまいりにおける歴史的風致
- ③太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致
- ④梅に関する歴史的風致
- ⑤観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致
- ⑥農耕に関わる祭事にみる歴史的風致
- ⑦宝満山における歴史的風致
- ⑧大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

（目的）

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。



太宰府天満宮神幸式における歴史的風致



さいふまいりにおける歴史的風致



太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致



梅に関する歴史的風致



観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致



農耕に関わる祭事にみる歴史的風致



宝満山における歴史的風致



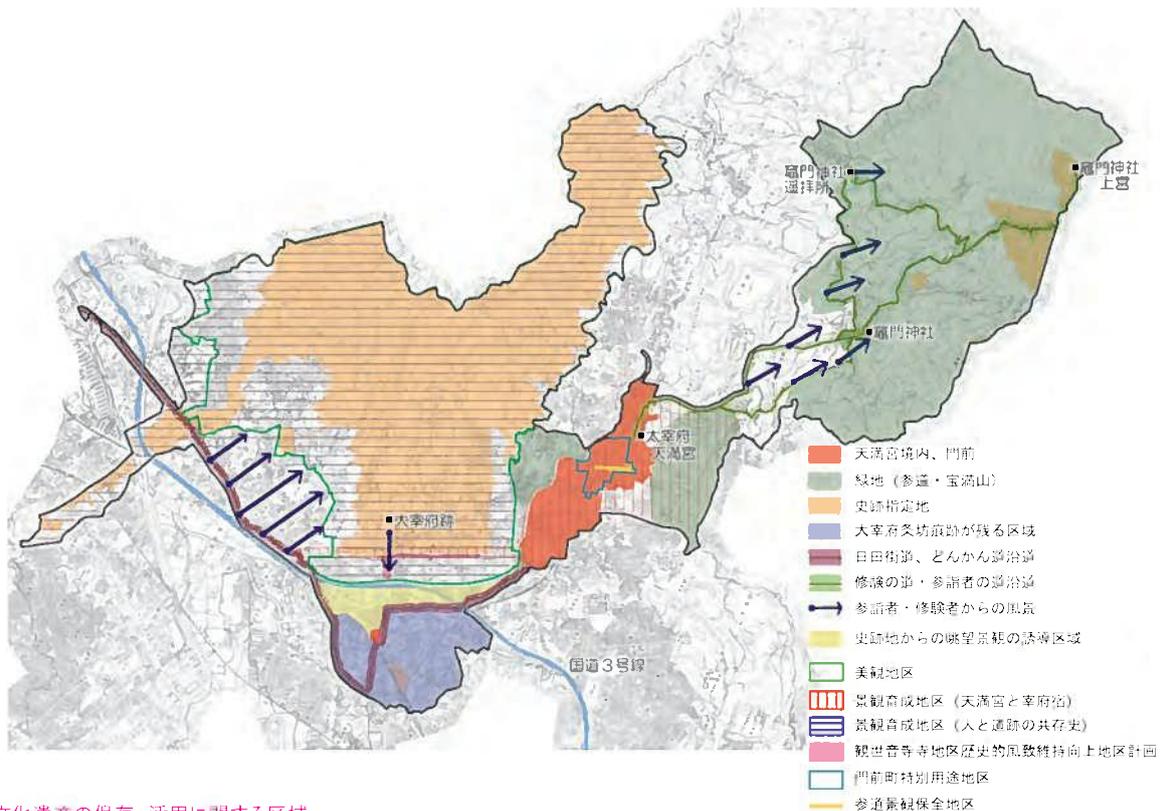
大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

＜文化遺産に関する区域設定の実績＞

本市では、以下の区域を設定することで、文化遺産を面的に保存・活用してきました。
各区域では、多分野の連携を図りながら様々な事業を展開しています。

表 文化遺産の保存・活用に関する区域

区域	内容	面積 (ha)
1 史跡地	特別史跡大宰府跡	32.60
	特別史跡水城跡	16.41
	特別史跡大野城跡	313.43
	史跡観世音寺及びび子院跡	89.75
	史跡大宰府学校院跡	5.40
	史跡筑前国分寺	2.46
	史跡筑前国分瓦窯跡	0.18
	史跡宝満山	25.33
	計 485.57	
2 景観育成地区	「史跡のあるまち」「太宰府天満宮のあるまち」の二つの景観形成のために景観育成基準を定め、景観づくりを積極的に行っている区域	748.6
3 歴史的風致維持向上計画重点区域	本市の維持向上すべき歴史的風致について、効果的に維持向上するための区域	約 1,394
4 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画	特別史跡大宰府跡南側を通る通称「政庁通り」について、さいふまいるの道としてふさわしい店舗展開を可能とした条件付き緩和地区	2.6
5 門前町特別用途地区	太宰府天満宮門前にふさわしい街なみを形成するための建築ならびに用途の制限地区	約 10
6 参道景観保全地区	明治 28 年以前から現代まで、太宰府天満宮参道に下屋庇等をのぼし、参詣者の利便性向上をはかってきた建物景観を後世にも引き継ぐことを目的として、建築基準法の緩和を実現した区域	0.13



文化遺産の保存・活用に関する区域

第3節 太宰府市の歴史文化の特徴

太宰府市域は、古代最大の地方官司である大宰府が置かれて以降、時代を問わず多くの人びとを惹きつけ、日本を代表する歴史の舞台となった証として数多くの文化遺産があります。そして、いつの時代もこの地域に誇りを持ち、歴史を紐解き、語る人びとが息づいています。

この、古代大宰府が置かれて以降、多くの人々を惹きつけ、いまでも歴史文化を語りつなく営みが続いていることが、太宰府市の歴史文化の特徴です。



太宰府地域の歴史文化は、「遠の朝廷」と呼ばれた「大宰府」によってはじまりました。1300年前に本地域に置かれた大宰府は、古代日本が対外政策を行い、また西海道（九州）九国三島を管轄するための古代最大の官司であり、これが置かれたことで本地域は九州における重要な拠点となり、人が往来し、文物が行き交いました。また、これが廃された後も地政学的な重要地としての価値は長い間変わらず、その後も人びとが集い歴史や文化が積み重なっていきます。本地域に今も多くの文化遺産がみられるのはこのためであり、地域の大きな特徴が形づくられていきます。

「ださいふ」を未来へつなぐ取組み 本市固有の文化遺産を育む人々の活動は、古代大宰府の多くの施設が遺跡となり、忘れ去られつつあった中世にもみることができます。『八幡愚童訓』には元寇のころ水城の門が遺跡となっていたことを記し、大内氏支配下の太宰府天満宮へ連歌奉納に訪れた連歌師・宗祇は、水城跡の現地で話を聞き、感傷に浸ったことを記しています（『筑紫道記』）。このような来訪の記録は江戸時代後期に盛んになった「さいふまいり」を記した旅日記などに見ることができ、そこには遺跡があり、地域の歴史を語る人がおり、それを聴く人びとがいました。それが数百年にわたって太宰府の地でみられる光景であったことを物語っています。

明治になると、太宰府地域の歴史の顕彰が進められ、残された文物や遺跡を大事にする機運が醸成されていきます。明治6(1873)年には、「太宰府博覧会」が開かれ、その後、歴史資料を研究・展示する「鎮西博物館」の建設が計画されています。この時までの記録や取組みが「史蹟太宰府趾」や「史蹟水城趾」として史跡指定につながるとともに、人びとの思いは、のちに九州国立博物館誘致へとつながりました。水城跡などの史跡は、戦時中は国防遺構として顕彰され、戦後の復興期には、地域再建の機運とともに、白村江敗戦後の復興を成功させた天智天皇の遺跡と語られるなど、時代に即しつつ大切にされたことが知られています。こうした中から、郷土の歴史や風土を学ぶ研究・文化会活動がさかんになり、このことで「古都大宰府」愛好の種がまかれました。高度経済成長期の昭和30年代後半には、史跡の保存・指定拡張をめぐる激しい議論が巻き起こりましたが、多くの人々がさまざまなかたちで関わり保存された大宰府関連史跡は、郷土の風景として今もかわらず、愛されています。

このように大宰府の機能が失われたのちも、長い間にわたって人と遺跡が共存してきました。文化遺産が失われずに今まで残りつづけ、「歴史のまち」を満喫できるのは、歴史をつくり駆け抜けた人がいたからです。それだけでなく、太宰府の歴史をかけがえのないものとして、それを守り・伝える人がいたためです。今も、多くの方が太宰府のまちを愛し、歴史・文化を学習し、活動されていますが、そうしたことが、「歴史のまち」を守り・伝える原動力となっているといえます。



大正11年に立てられた史跡明示のための石碑



大正11年に立てられた史跡境界標を調査する文化遺産調査ボランティアの人びと

史跡指定から100年を迎える現在、市民による地域活動が活発に行われています。大宰府展示館を拠点とする史跡解説ボランティア活動は昭和60(1985)年に始まり、現在も数多くの方が登録されていますが、こうした歴史文化にかかわる市民ボランティアは、太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府市文化ふれあい館でも行われ、大きな支えとなっています。このほか史跡内では、ゆずるはの会(万葉植栽ボランティア)、水城の会や月山の会(史跡の樹木整理ボランティア)、まほろば自然学校(環境ボランティア)などが活動しています。また市民が大切に思う文化遺産を悉皆調査するため結成した文化遺産調査ボランティアには、いまでも文化遺産の見守りを続け、その魅力を発信する方々がいます。こうした活動は、地域の歴史文化を良好に保全する大きな力となっており、本市では平成22(2010)年度に、市民活動を伴う自然環境、歴史環境が「太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえない財産となっている」として条例を制定し、「太宰府市民遺産」を認定する制度をつくりました。これまで歴史・文化・自然・芸術などの市民遺産が誕生し、これを育成する活動が続いています。

本市の歴史文化 このように本市は、日本の歴史文化形成に重要な役割を担った大宰府の舞台でした。大宰府があったからこそ、「令和」ゆかりとなった梅花の宴が催され、この関係から、令和改元から大宰府政庁跡北西に位置する坂本八幡神社には多くの人々が訪れています。また、菅原道真が赴任し、墓所として安楽寺(太宰府天満宮)が造営されました。そして足利尊氏再興の地としての原山無量寺、幕末の五卿と近代へと導く志士たちが集う宰府など、日本の歴史を動かしてきた多くの人びとがこの地を訪れ、太宰府固有の歴史文化を積み重ねてきます。また、現代の太宰府天満宮参道の香りをつくり出している梅ヶ枝餅は、菅原道真との物語が伝えられるなど、歴史上の人物につながる多様な文化遺産が数多く残っているという特徴があります。

これらに加えて、忘れてはならないことは、いつの時代にもこの地域に誇りをもち、歴史を紐解き、語る人びとがいたことです。そのことによって文化遺産は守り伝えられるだけでなく、そこから新たな物語・文化が生まれ、風土が育まれてきたのです。大伴旅人が愛で、菅原道真が愛した梅は、太宰府のシンボルとなり、梅ヶ枝餅に代表される梅にまつわる特産品は、全国に知られています。

このように、人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなく取組みが数百年にわたって連綿と続いていること、これが本市の歴史文化の特徴です。

■史跡環境、景観保全活動の様子



■参道と梅ヶ枝餅



第4節 目指す方向

本市では、人と遺跡が共存し、歴史文化を語り継ぐ取組みが続いています。平成17(2005)年、同22(2010)年以降、概ね10年間は歴史構想のもと、「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」を目指す姿として、文化遺産からはじまるまちづくりを推進してきました。

この目指す姿は、太宰府の歴史文化を物語る文化遺産を、太宰府を誇りにする人々とともに、子どもたちへ、友人へ、来訪者へ、世代や地域の垣根を超えて守り伝えられるまち、更に、その取組みを通して、人々が地域を思いやる暮らしが生まれ、その中で新たな文化遺産が見いだされるまちです。

歴史構想のもとに推進してきた取組みでは文化遺産、文化財、市民遺産の3つを中心に捉えています。これにより、文化遺産は一人ひとりが主体として伝えるもの、文化財は行政機関が背負うもの、市民遺産は市民総がかりで伝えていくものとした考え方が定着しつつあります。結果として、住民や行政機関、そして市民といった主体ごとに役割を相応に担いつつ数多くの未来に伝えたいモノ・コトを拾い上げ、保存・活用してきています。

しかしながら、行政機関にその立脚点の多くを置き、組織力の強弱によってその取組みが左右されるなど、脆弱な基盤の上に立脚していることが表面化しており、近年の文化遺産の調査により、今なお文化遺産の減少を抑えきれていないということが明らかとなっています。

また、近年本市の人口は一貫して増加してきましたが、令和7(2025)年をピークに減少に転じることが見込まれています。人口減少時代であっても、歴史文化を語り継ぎ、数多くの文化遺産を未来に伝えていくには、多くの人々が太宰府に誇りを見出し、それを持ち続けられるようにすることが大切です。

そうしたなか、一昨年本市は光栄にも新元号のご縁をいただき、「令和発祥の都」として悠久の歴史や文化に改めて大きな注目を受けました。また今年も、本市が誇る太宰府跡水城跡が我が国で初めて史跡指定を受けてから節目の100年にあたります。

この大きなチャンスを活かし、子どもたちから大人まで市民の誰もが誇りを抱けるまち太宰府を目指し、この地を時空を超えた大太宰府的な視点で捉え直し、文化財と市民遺産との関わりを深めることで、市民とともに文化遺産、文化財、市民遺産を未来の市民に伝えていくことを今後10年の目指す方向とします。

具体的には、出発点としての文化遺産調査に始まり見守る活動までの市民力の活性化とともに、市民発意による市民遺産の育成に市民とともに取り組んでいきます。そして、行政機関として単に文化遺産や市民遺産活動に対する市民力の底上げに留まるのではなく、文化財を加えた行政として取組める多様な人材・媒体による情報収集(知の集積)や情報発信、そして本市の歴史文化を体現できる制度や施設等の整備に取り組み、太宰府だからこそ、太宰府にしかできない先駆的な活動を実践していきます。

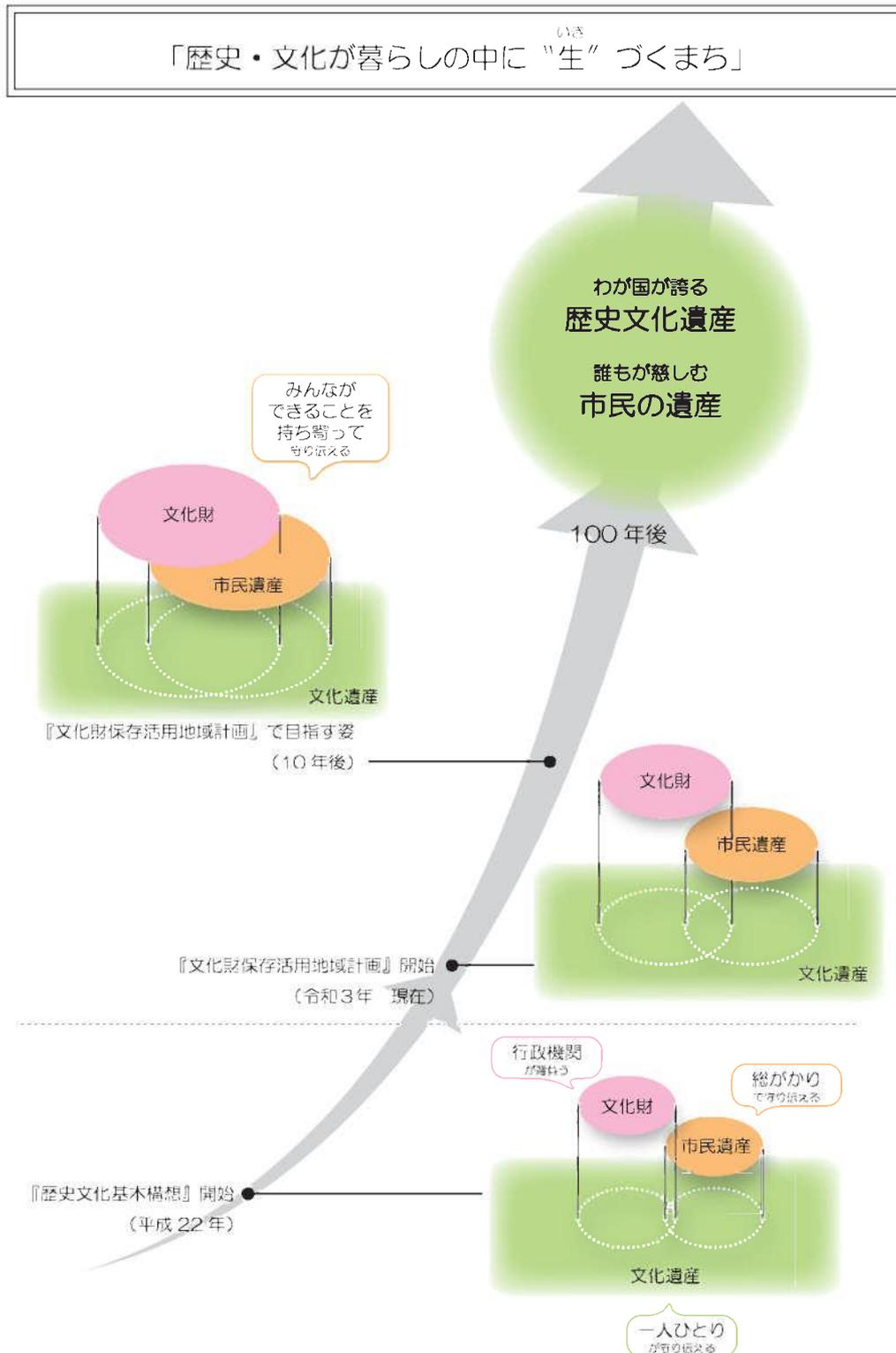
既にその先駆けとして、人文字や記念モニュメント作成など令和の慶びを市内外の皆様と共に分かち合う「時の旅人プロジェクト」や令和考案者とされる中西進先生による講演会、ロバートキャンベル氏らを招いた史跡100年記念フォーラムなどを実践してまいりました。

そして本地域計画を進めた先には、文化財を市民総がかりで保存し、支え、未来に伝えていくための取組みへと育て、市民遺産の中に文化財が取り込まれていく、取り込まれていけるよう実践を深めていきます。そうすることで、地域の歴史文化の魅力向上を生み、文化遺産全体を後世に伝えていく原動力にしていくことを、これからの100年の目指す方向性としてします。

この取組みを進めることは、1350年の長きにわたり、社会情勢が変わろうとも、現代まで受け継がれてきた太宰府跡などの史跡が物語るように、その時々この地に暮らしてきた先人たちの心根が守ってきた思いを引き継ぎ、「市民の遺産」として持続可能な文化遺産の育成へとつながっていくものです。

それは、日本の人びとによって育てられる日本遺産、世界の人びとによって育てられる世界遺産の起点となる取組みであり、日本のみならず世界の太宰府となる先駆的な取組みへと発展させていくことにつながります。

このような流れの中で本計画では、目指す方向に沿った歴史文化を向上させる文化遺産・文化財・市民遺産の保存活用に取り組みます。



第5節 課題

1.保存・活用に関する現状と課題

歴文構想のもと推進してきた、文化遺産、文化財、市民遺産のそれぞれに対する取組みについて、目指す方向を見据えた上で現在生じている課題を整理します。

(1)文化遺産

・文化遺産調査(調べて・まとめて・公開する)体制が整っていない

平成17(2005)年、平成22(2010)年の「歴文構想」策定時に市内の文化遺産の悉皆調査を実施し、調整成果を整理し、かつ市のホームページや文化遺産情報として公開してきました。加えて、「推進計画」では、同時に策定した「景観計画」に連動する形で、景観の届出の際に文化遺産情報を添付し、景観育成に配慮する取組みを進めてきています。しかし、文化遺産の考え方や景観形成時に配慮すべき要素としての文化遺産情報の普及には至っていないとはいえない側面があります。

また市内には、本市の文化財課のほか、九州国立博物館、文化ふれあい館、そして(公財)古都大宰府保存協会など、文化財を取り扱う機関が所在し、各機関には文献史学、考古学、民俗学など多分野の専門職員が業務を行っており、他の自治体にはない恵まれた環境下にあります。一方で、相互の情報共有について関係者会議を適宜行っているものの、本市の文化遺産データベースをはじめとした文化遺産・文化財の情報共有のための仕組みづくりが進んでいないのが現状です。



文化遺産情報

・文化遺産を支える人たちを支援する仕組みが整っていない

全国の社会動向と同じく、市域で行われている様々な民俗行事や祭礼が催行者の高齢化や地域コミュニティの脆弱化とあいまって衰退の一途をたどっています。これまでの対策としては、「歴文構想」策定時に活動を開始した市民による文化遺産調査ボランティア活動によって、一定の記録保存と文化遺産の見守り活動を実施し、『太宰府市文化遺産情報』として公開してきました。また、文化遺産サポーター制度を平成29(2017)年度から立ち上げ、市民による市域の文化遺産の育成をサポートする仕組みを立ち上げました。令和3(2021)年2月現在4人のサポーターが登録し、市域の文化遺産を支える活動を展開しているものの、市域の文化遺産件数に比して極めて少ない状況であり、文化遺産を支える人たちを支援する仕組みが未成熟な状況であるのも否めません。



文化遺産調査ボランティア活動

・失われる文化遺産への対処

市内には、様々な文化遺産が存在し、住民等の意識する・しないに関わらず、現代まで継承されてきています。一方で、人知れず失われてきた文化遺産も数多く存在し、現在進行形的に失われているのも事実です。民間所有の建造物の滅失は、昨今の社会情勢に呼応するように一定の速度で進んでおり、この10年で大きく様変わりした地域も存在しています。



(2)文化財

・文化財を支える体制・行政計画が整っていない

市内にある文化財について、文化財保護法に規定されているすべての文化財を保護する作業（把握、保護）ができていなかったこともあり、平成20（2008）年度から開始した文化遺産調査ボランティア活動の延長として、市域の文化遺産を「見守る」活動を定着させ、多分野にわたる文化財の現状把握を進めてきました。その結果、文化遺産情報として文化財保護法に規定される多様な文化財に関する情報の収集を行うことができたことは、一定の成果を得ることができています。しかし、保存措置までの手立てを講じるどころまでできていないことが、今後の課題として残されています。

また、本市にある文化財の保存については、公的な補助制度が整っている文化財が少ないこともあり、行政の責務として未来に伝えていく文化財でありながら、十分な手立てを講じることができていません。加えて本市の個性の一つであり「令和発祥の都 太宰府」を体現する史跡は、市域の約16%強を占め、昭和39（1964）年から開発圧力から大宰府関連史跡群を保存する目的で公有化を進めてきています。公有化すべき土地の約64%を公有化したところであり、未だ40%弱の面積が公有化できず、ひいては整備まで到達できていない現状です。このことに起因し、史跡環境の悪化が表面化して久しく、これらの保全のための予算が多額を占め、市の予算を一定圧迫してきていることから、十分な対処ができていません。

文化財保護法に規定する多様な文化財に関する行政計画の1つとして、平成17（2005）年度ならびに平成22（2010）年度に「活用計画」「推進計画」の2つを作成し、本市の文化財に関するマスタープランとしての「歴文構想」としました。加えて史跡に特化した『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を策定し、個別史跡の保存活用計画を随時策定してきているものの、市内に8つある史跡の内、特別史跡大宰府跡、水城跡、および史跡宝満山に関する保存活用計画を策定し、水城跡のみ保存整備基本設計を策定したところで、他の史跡についても随時策定していくものの、相応の時間が要することのみならず、他の有形・無形の文化財に関する行政計画については手付かずの状況です。

・文化財を活用する枠組みが固定化している

これまで長きにわたり文化財を取り巻く保護の枠組みは、現状保存と教育素材としての活用にやや隔たっています。しかし、昭和47（1972）年のユネスコによる「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく取組みの開始や、世界的な文化遺産保護の潮流の中で平成15（2003）年にはじまった「美しい国づくり政策大綱」や平成19（2007）年の「景観法」、平成20（2008）年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」さらには平成27（2015）年にはじまる「日本遺産」の取組みにつながり、文化遺産を生かしたまちづくり、観光資源化の流れの中で、文化財の「資源化」が叫ばれるようになってきています。本市もこれらの流れにのり、平成22（2010）年に『歴文構想』-『景観計画』-『歴まち計画』を策定し、地域総がかりでの文化遺産を生かしたまちづくりを展開

してきました。また、平成27(2015)年には『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』として日本遺産に認定され、観光部局との連携を進めており、市の施策目標である滞在型観光の充実のため、史跡をもとに市内回遊してもらう取組みを進めています。令和2(2020)年6月には大宰府に關係する6自治体および福岡県による広域型へとつながっています。

このように本市は、文化財・文化遺産の資源化を行い、積極的に活用へと展開してきていますが、活用面の広報などに対して市民から広報力不足の指摘を度々受けています。また、關係課の連携も平成22(2010)年以降活発化してきていますが、事業連携となると業務軽減の壁が表面化し、横断的な活用には未だ十分な取組みへと進めていないばかりか、文化財・文化遺産の枠組みの固定化が進行し、文化財所管課が多くを担っているのが現状です。

・文化財を活用する仕組み・施設が不十分

市域の約16%強を占める史跡地は、本市の個性として、また福岡都市圏にあって貴重な緑地として機能していますが、公有化率が64%にとどまっていること、保存と活用を併せ持つ保護のための行政計画策定が進んでいないこともあり、史跡地内に未整備地が多くを占め、住民と共存する史跡地では住環境の悪化が課題として毎年上げられているのが現状です。また、「令和発祥の都 太宰府」として広く知られることとなった大宰府関連史跡群は、来訪者むけの誘導サインの整備を進めてきていますが、一方で昨今の豪雨や台風、さらにはイノシシなどの害獣による散策路や史跡本体を構成する礎石建物や水路などの遺構自体の毀損が頭著に進行し、史跡ならびに散策環境の悪化が進んできています。



史跡地のイノシシ被害

また、太宰府天満宮の門前である宰府宿内の道路や歴史的建築物については、「歴まち計画」を実践することで、一定の保護が図られ、住民意識も次第に地域の伝統や歴史に傾注されるようになり、併せて「景観計画」による景観誘導施策とあいまって一定の成果を上げつつあります。加えて、平成20



史跡地の倒木被害

(2008)年度から開始した文化遺産調査ボランティアの活動によって作成された文化遺産マップによって、今まで知られることがなかった地域の文化遺産に次第に光があてられるようになり、文化遺産調査ボランティアによる自主的な文化遺産サインの設置、小学生への文化遺産解説に始まり、今では小学生による「史跡解説」へと育っていることは大きな成果といえます。一方で、市域全体を見渡した時、来訪者へ周知できるほどの解説サインや道標サインの整備は十分とはいえない状況にあります。

また、文化財の公開機会や環境の整備も十分ではありません。現在、常設の展示施設として、大宰府展示館がありますが、古代の考古資料が中心で、太宰府の豊かな歴史文化の一部しか伝えられていない状況です。

・文化財保管環境(収蔵庫・史跡台帳など)が整っていない

文化財保護法に規定する文化財の内、埋蔵文化財の収蔵空間が大半を占め、年間の記録保存のための調査件数が減少したとはいえ、毎年数件の調査に伴う収蔵空間の減少が進み、常に飽和状態を考慮しつつ進めているのが現状です。加えて、他の文化財の収蔵については、公文書館、文化ふれあい館の特別収蔵庫や仮設倉庫への文書や民具資料などの収蔵が行われ、中には収蔵環境としては

望ましくない環境下での保管が行われているものもあります。また、市内に所在する多様な資料については、文化遺産調査ボランティアによって収集された情報のみにとどまり、実資料については、所有者の手元や現環境下で保管が継続されているものがほとんどです。中には保管環境の整った空間を必要とする絵画や文書資料などがあるものの、行政内の収蔵空間には限りがあるとともに資料に付帯する物語も同時に有していることから安易な行政機関による保管には慎重ならざるを得ないところであり、文化遺産情報を収集しデータベース化することが精いっぱい状況であることは否めません。

また、昭和39(1964)年からはじまった史跡地公有化事業についても、買上げを行った地番や買上げ要望を受けた史跡地の台帳化が一定進んできていますが、デジタル化が進まず行政内部での情報共有が十分でないのも現状です。



未来へつなく収蔵空間

(3)市民遺産

・市民遺産を支える活動が市民の中で共有化できていない

現在、認定および登録された太宰府市民遺産は、16を数え、文化財的な素材を育成するものから太宰府に関係する「うた」、環境や景観保全、ヒキガエルなど生物まで多様なものが育成するものとして景観・市民遺産会議で認定され、市が登録してきました。未来の市民に伝えていくモノを市民総がかりで育てていく市民遺産の考え方から当然の帰結であっただけに、多様な文化遺産が市民遺産に認定されてきたことは大きな成果としてあげることができます。

一方で、育成団体構成員の高齢化、育成団体の自立的運営の未成熟、さらには太宰府市民遺産の市民への浸透度合の低さ等が、平成22(2010)年度当初からの課題として残されてきています。

・市民遺産の活用が十分でない

新元号「令和」発表後、「令和発祥の都」として本市がさらに周知されるとともに、一躍、全国に知られることになった大宰府万葉会は、太宰府市民遺産第5号「万葉集つくし歌壇」を育てる市民遺産育成団体で、平成23(2011)年から本格的に始動した歴史構想の大きな成果の一つといえます。また、太宰府市民遺産第1号の「太宰府の木うそ」は、地域活性化複合施設である太宰府館にて絵付け体験を実施し、太宰府市民遺産第4号「芸術家 富永朝堂」は市民遺産育成団体であるNPO法人歩かぬ太宰府による街歩きのコースとして活用され、本市への来訪者に向けた取り組みを行っています。一方、特別史跡大宰府跡や特別史跡大野城跡、史跡宝満山を活動舞台として育成活動を展開している市民遺産をはじめ、先の3つの市民遺産以外の13の市民遺産が市域で活動を行っており、多様な活動内容においてどのような活用を図ることが育成団体にとって効果的であるのか、関係する景観・市民遺産会議での議論を深めていく必要があります。



市民遺産リーフレット

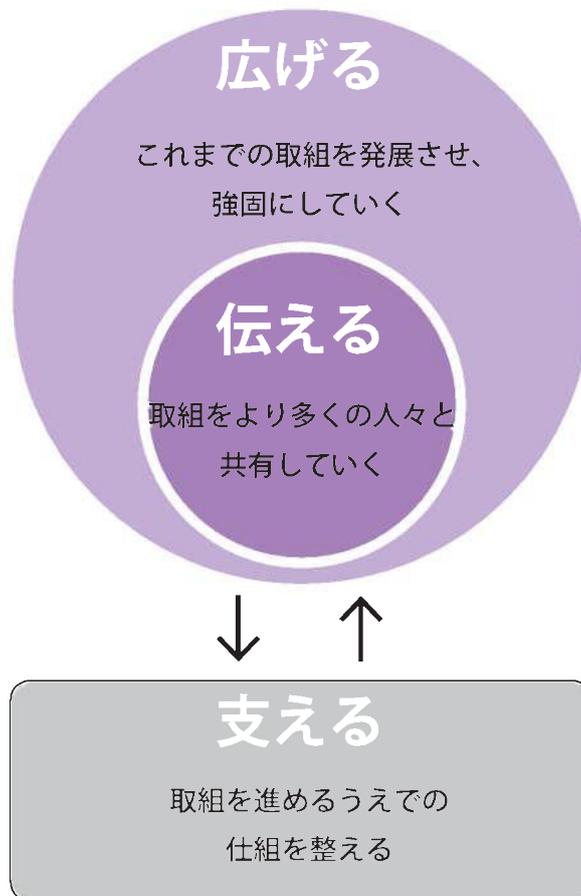
第6節 保存・活用に関する方針

文化遺産を未来につなぐために、これまで市民、事業者、行政がそれぞれの長所を生かして、取組みを進めてきました。現在、数々の文化遺産が市民に親しまれているのは、こうした取組みの成果でもあると考えられます。一方、取組みを進めるなかで、担い手が文化遺産、文化財、市民遺産といった対象ごとに分極化しており、双方向的な連携が十分でないことが顕在化してきました。

100年後、すべての文化遺産がより多くの人々に慈しまれていることを目指すには、歴史を活かしたまちづくりを総がかりで進めていく必要があります。

そこで、双方向的な連携を深めつつ、文化遺産の保存・活用に関する課題の解決を図っていく新たな視点として、これまでの文化遺産の保存・活用に関する取組みを発展させ、より強固なものにしていく「広げる」、取組みをより多くの人々と共有していく「伝える」、取組みを進める上での仕組みを整える「支える」の3つを方針に掲げます。

この方針のもと、今後10年間は、着実な歩みとするための取組みを推進していきます。



1. 広げる

本市固有の歴史を生かしたまちづくりの基盤として、文化遺産を取り巻く諸環境の機能強化を図り、これまで取り組んできた調査や管理等の取り組みを発展させていきます。

第一歩目として人が認識することで社会存在となる文化遺産は、人々の生活に身近な存在として、見落とされぬよう調査体制を整えていきます。失われていく文化遺産に関する情報収集のために、平成20（2008）年度から文化遺産調査ボランティア活動を進めてきましたが、現在、休止ないしは中止状態へと埋没し活動が途絶えた班が多く出てきています。本計画が掲げる「目指す方向」の基礎でもある文化遺産情報の収集と見守る行為は、この文化遺産調査ボランティア活動により多くを支えられてきたことを考慮し、今一度、文化遺産調査ボランティア活動を再興し、市民による文化遺産の情報収集から文化遺産を見守る活動へとつなげていきます。

モノの収蔵についても、可能であれば、本市に存在する多様なモノを収蔵していく必要がありますが、限りある空間がある以上、一定の基準での取捨選択は生じてきます。基準づくりや、デジタル化した文化遺産・文化財に係る多様な情報のデータベース化といった対策により、モノそのものや情報の蓄積を進めていきます。

【課題】

文化遺産調査（調べて・まとめて・公開する）体制が整っていない
文化財保管環境（収蔵庫・史跡台帳など）が整っていない

2. 伝える

本市固有の歴史を生かしたまちづくりを進めるために、文化遺産の活用の強化を図り、取り組みを多くの人々と共有していきます。

これまでの取り組みの中で、課題として認識されてきたものの共通点は、文化遺産・文化財・市民遺産ともに住民・事業者・行政機関の垣根を取り払った情報の共有であり、そのための手段の一つでもある多様な施設の更新や活用が進んでいない点もあげられます。これらを解決するために、様々な媒体を介した情報公開や歴史的風致維持向上計画をはじめとする関連計画の活用による施設の更新を進めていきます。その際、留意することは、行政機関単独で進めるのではなく、関係する事業者、住民との協働を根底に据え、課題の共有化と解決までの議論を行う時間の共有が必要となります。そうすることで、関係する人びとが育てた文化遺産（まち、史跡など）という意識の共有が芽生えてくるのが大切です。

自立的な活動が育成活動の原点でもある市民遺産は、景観・市民遺産会議を核として様々な分野の人々と連携しながら、従来の枠組みにとらわれない多様な活用を促進していきます。

【課題】

文化財を活用する枠組みが固定化している
文化財を活用する仕組み・施設が不十分
市民遺産の活用が十分でない

3. 支える

本市固有の歴史を生かしたまちづくりを支えるための既存制度の見直しや強化、そして必要であれば新たな制度の検討を行います。

行政機関が取り組む文化財保護のための計画策定が進んでいないことから、市域の約16%を占める史跡の整備をはじめ多様な文化財の保存と活用が進んでいません。住民-事業者-行政機関ができることを相互に認識し、できることを各々進めていくためにも、文化財の保存と活用を行う行政計画の策定を進めていきます。

文化遺産は今の価値観で取捨選択されることの危うさを認識し、文化財部局として「今」あるものの消失を回避する仕組みづくりを早急に行っています。

一方で、文化財として保護する仕組みの中に、文化財として指定するにあたっての事前調査が必要なモノや指定文化財に対する補助制度が不十分なモノもあり、国、県に対して、指定文化財に対する補助制度の創設を求めてまいります。

市民みなで、できることを持ち寄って未来の市民へつないでいく市民遺産は、自立的な活動が育成活動の原点ではありますが、活動の源泉や悩みを分かち合い、できることを持ち寄る景観・市民遺産会議の在り方や仕組みづくりが現在進行形で進められています。この、自立的な取り組みに対する支援措置について、景観・市民遺産会議とともに今後検討を重ねていきます。

【課題】

文化財を支える体制・行政計画が整っていない
失われていく文化遺産への対処
文化遺産を支える人たちへを支援する仕組みが整っていない
市民遺産を支える活動が市民の中で共有化できていない



太宰府天満宮境内地内の天然記念物



景観・市民遺産会議企画専門部会

第2章

[個別計画]

第1節 保存・活用に関する措置

保存・活用に関する方針に沿って、文化遺産、文化財、市民遺産のそれぞれの課題の解決に向けた、今後10年間に取り組む措置を、以下に示します。

保存・活用に関する措置は、今後の推進に伴って、適宜、追加、見直しを行っていきます。

	文化遺産	文化財	市民遺産
広げる	<ul style="list-style-type: none"> ●調査活動の推進 ●記録作成 ●情報のデータベース化 ●歴史的な建造物の修理 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別史跡大野城跡環境整備 ●大宰府関連史跡整備 ●宝満山整備 ●収蔵空間の確保 	
伝える	<ul style="list-style-type: none"> ●解説サインの更新 ●歴史の散歩道環境整備 ●修験の道の環境改善 ●朱雀大路修景整備 ●太宰府発見塾の実施 ●「太宰府古都の光」の開催 ●「太宰府かたりべ」の養成 ●防災に関する普及活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流施設整備 ●特別史跡水城跡環境整備 ●大宰府関連史跡環境改善 ●大宰府条坊跡環境整備 ●五条歴史公園整備 ●史跡地における民間投資誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加型体験イベント ●学校教育での活用 ●伝統文化の普及啓発 ●文化芸術に関する顕彰 ●太宰府グルメの開発 ●太宰府特産品の開発・販促 ●ふるさと納税返礼品への活用 ●滞在型コンテンツの充実 ●様々な媒体での情報発信 ●立場や所属の垣根を越えた情報共有
支える	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的景観の保全 ●歴史まちづくりの推進 ●伝統文化継承の指針作成 ●生垣助成制度の拡充 ●消失を回避する仕組みづくり ●門前町並み保存活用支援 ●市民おもてなし人材育成 ●太宰府市観光戦略推進事業体の組成 ●太宰府ゆかりの方との関係づくり ●文化財保存活用区域の再検討及び運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●保存・活用のための計画策定 ●大宰府関連史跡等保存活用計画作成 ●保存・活用に対する補助制度の検討 ●四王寺山の環境保存支援 ●時代に即した人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●太宰府市民遺産育成支援 ●景観・市民遺産会議との連携

※記載している措置の出典は、次頁以降に記載

1.広げる

文化遺産、文化財、市民遺産のそれぞれが、多くの人々にとって親しみやすい存在として関係性を築いていけるよう、これまでの取組みの実績を継続、発展していく措置に取り組みます。

市民ひとり一人が文化遺産を見守っていけるよう、ボランティア等を中心とした市民参加型の調査活動や記録作成、データベース化、歴史的な建造物の修理を推進していきます。文化財の修理や管理にあたってプロセスや成果が広く伝わるように取り組んでいきます。

<広げる措置>

措置	文化遺産	文化財	市民遺産	関連計画等	実施主体			実施期間			SDGs
					市民	市民団体	市	前期	中期	後期	
●調査活動の推進	○	○	○	歴まち				実施	検討	検討	3,4
●記録作成	○	○		歴まち				実施			
●文化遺産情報のデータベース化	○			—				検討	実施		
●歴史的な建造物の修理	○	○		歴まち				実施			
●特別史跡大野城跡環境整備		○		歴まち				実施			
●大宰府関連史跡整備		○		歴まち				実施			
●室満山整備		○		歴まち				実施			
●収蔵空間の確保	○	○		—				検討	実施		

※関連計画等：「歴まち」…歴史的風致維持向上計画

■SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。【日本SDGs協会HPより】

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダーの平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤を作ろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナースHIPで目標を達成しよう

2.伝える

文化遺産、文化財、市民遺産が関連しながら、市内外の多くの人と共有していく措置に取り組みます。

人知れず失われていくことがないよう、文化遺産情報の顕在化を図り、解説サインの更新や環境整備、伝承機会の創出や防災に関する普及活動を推進していきます。

また、多くの人々が文化財をより親しみやすい存在として関係性を築けるよう、交流施設や公園整備、民間投資誘導に取り組んでいきます。

市民遺産は、積極的なブランディングに向けて、様々な分野に関連する人々のアイデアを持ち寄り多様な活用に取り組んでいきます。あわせて、地域総がかりで検討を進められるよう、景観・市民遺産会議を核として市民や事業者、行政機関等の立場や所属の垣根を越えた情報共有に取り組んでいきます。

<広げる措置>

措置	文化遺産	文化財	市民遺産	関連計画等	実施主体			実施期間			SDGs
					市民	市民団体	市	前期	中期	後期	
●解説サインの更新	○	○	○	歴まち				検討	実施		
●歴史の散歩道環境整備	○			歴まち				実施			
●修験の道の環境改善	○			歴まち				実施			
●朱雀大路修景整備	○			歴まち				実施			
●太宰府発見塾の実施	○	○	○	歴まち				実施			
●「太宰府古都の光」の開催	○	○	○	環境				実施			
●「太宰府かたりべ」の養成	○	○	○	文芸				実施			
●防災に関する普及活動	○	○	○	防災				検討	実施		11
●交流施設整備		○		歴まち				実施			
●特別史跡水城跡環境整備		○		歴まち				実施			
●大宰府関連史跡環境改善		○		歴まち				実施			
●大宰府条坊跡環境整備		○		歴まち				実施			
●五条歴史公園整備		○		歴まち				実施			
●史跡地における民間投資誘導		○		観光				検討	実施		
●市民参加型体験イベントの実施	○	○	○	観光				検討			
●学校教育での活用	○	○	○	文芸				実施			
●伝統文化の普及啓発	○	○	○	歴まち、 文芸				実施			
●文化芸術に関する顕彰	○	○	○	文芸				実施			
●太宰府グルメの開発			○	観光				検討		実施	
●太宰府特産品の開発・販促			○	観光、創生				検討		実施	
●ふるさと納税返礼品への活用			○	創生				検討	実施		
●滞在型コンテンツの充実			○	創生				検討	実施		
●様々な媒体での情報発信			○	—				検討	実施		
●立場や所属の垣根を越えた情報共有			○	—				検討	実施		

※関連計画等：「歴まち」…歴史的風致維持向上計画、「観光」…観光推進基本計画、「文芸」…文化芸術振興基本指針、「環境」…環境基本計画、「創生」…まち・ひと・しごと創生総合戦略、「防災」…地域防災計画

3.支える

文化遺産、文化財、市民遺産が互いに連携しながら、円滑に取り組みを進めていけるよう、仕組みづくりや体制づくりの措置を推進します。

周辺の環境とともに一体的な保存・活用が図られるよう、関連計画と連携した仕組みづくりを行うとともに、担い手の育成や支援のための取り組みを推進します。

文化財は、着実な保存とともに、人々が積極的な関りを見いだせる活用のあり方を検討し、計画作成、補助制度の検討、時代に対応した人材育成に取り組んでいきます。

市民遺産は、景観・市民遺産育成団体や景観・市民遺産会議の積極的な活動が継続的に展開されるよう、連携した体制整備に取り組みます。

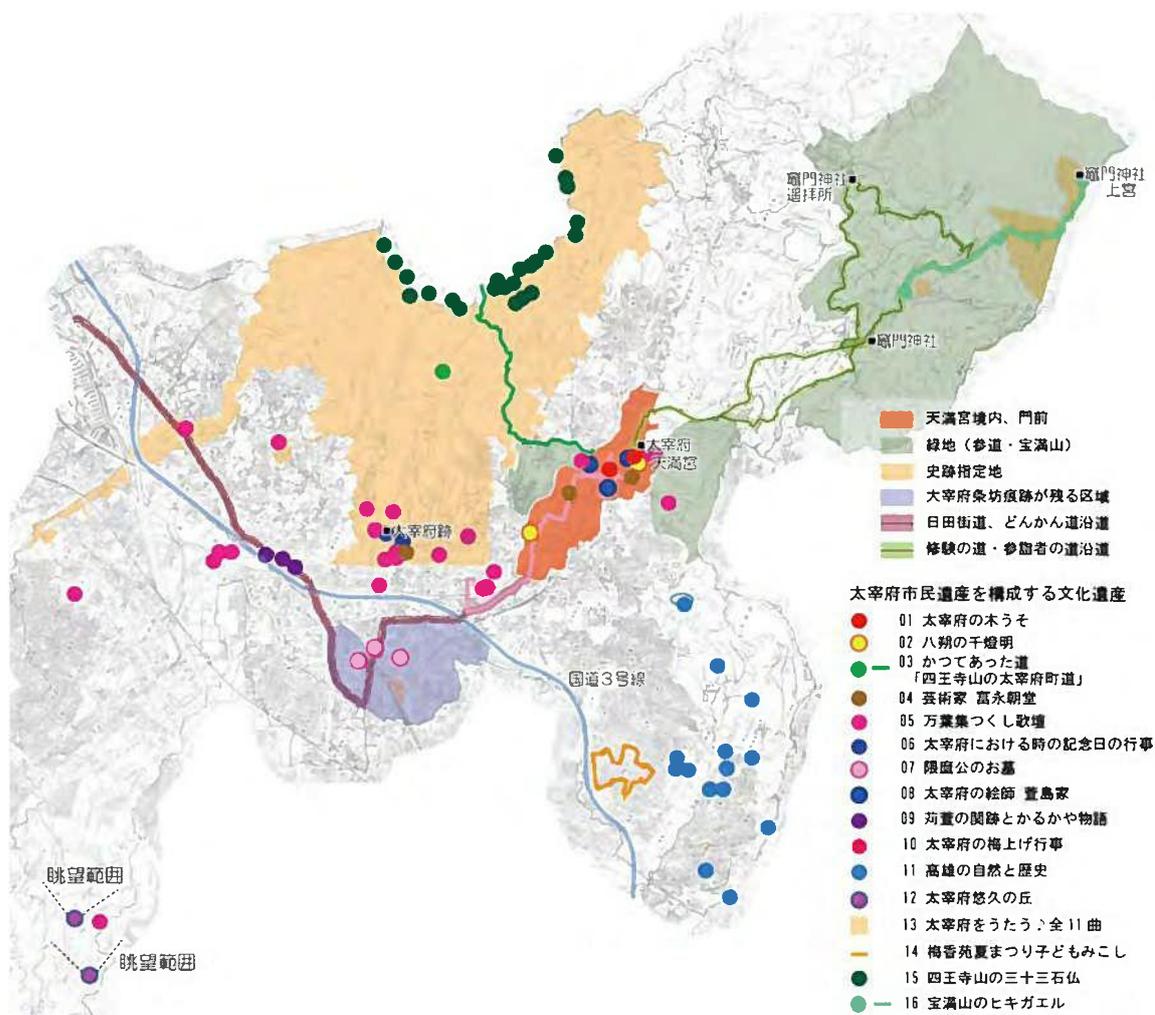
本市が取り組んだ内閣府地方分権改革提案に対する令和2年(2020)12月の措置を受け、公有化した史跡地の有効活用が現実味を帯びてきました。

本市の歴史性や史跡景観に配慮しつつ着手する「梅プロジェクト」をはじめ、これからの100年を見据えた取り組みにすべく関係する機関・部署、そして文化財保存活用支援団体と連携を図り、個性豊かな史跡地を活用する仕組みづくりを行い、「遺されてきた史跡」から「価値を生み出す史跡」に変えていきます。

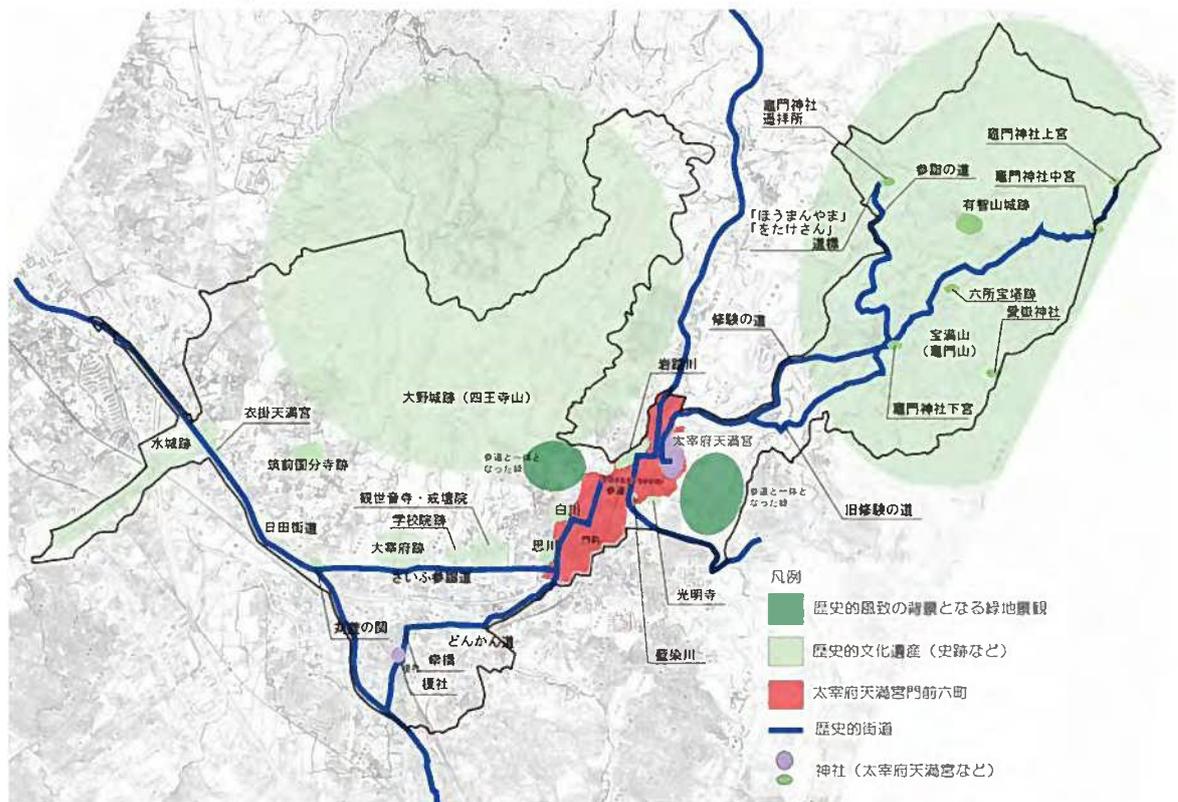
<広げる措置>

措置	文化遺産	文化財	市民遺産	関連計画等	実施主体			実施期間			SDGs
					市民	市民団体	市	前期	中期	後期	
●歴史的景観の保全	○	○	○	景観				実施	変更検討		11,12 13,14
●歴史まちづくりの推進	○	○	○	歴まち				実施	変更検討		
●伝統文化継承の指針作成	○			文芸				実施			
●生垣助成制度の拡充	○			環境				実施			
●文化遺産の消失を回避する仕組みづくり	○			—				検討	実施		
●門前町並み保存活用	○			歴まち				実施			
●文化財保存活用支援団体の設定と支援	○	○	○	—				検討	実施		8
●市民おもてなし人材育成	○			観光				実施			
●太宰府市観光戦略推進事業体の組成	○			観光				検討		実施	
●太宰府ゆかりの方との関係づくり	○			創生				実施			
●保存・活用のための計画策定		○		—				検討	策定	運用	8,11, 12,13
●大宰府関連史跡等保存活用計画作成		○		歴まち				実施			
●保存・活用に対する補助制度の検討		○		—				検討	実施		
●四王寺山の環境保存支援		○		歴まち				実施			
●時代に即した人材育成	○	○	○	創生				実施			
●太宰府市民遺産育成支援			○	歴まち				実施			
●景観・市民遺産会議との連携促進			○	—				検討	実施		

※関連計画等：「歴まち」…歴史的風致維持向上計画、「観光」…観光推進基本計画、「文芸」…文化芸術振興基本指針、「環境」…環境基本計画、「創生」…まち・ひと・しごと創生総合戦略



市民遺産の構成遺産分布図



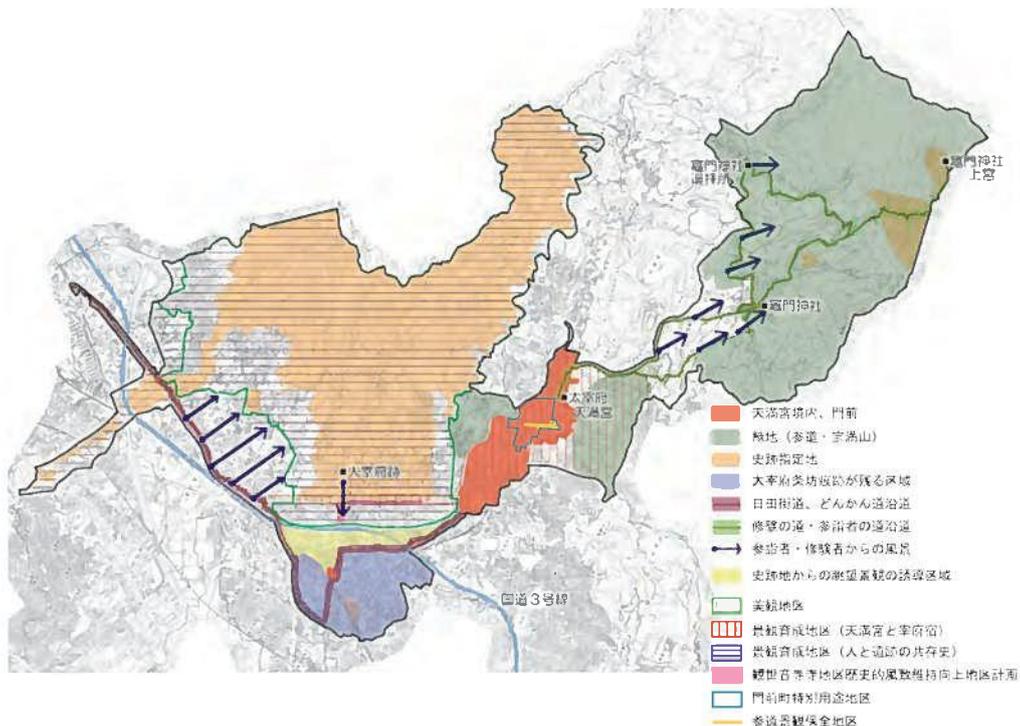
歴史的風致の空間図

2.文化財保存活用区域

文化遺産保存活用区域の中で、行政的な取組みとして具体的に実施している制度や事業を展開している区域を文化財保存活用区域として設定します。具体的には、下記の諸事業を展開している区域が該当します。

表 文化遺産の保存・活用に関する区域

	区域	内容	面積 (ha)
1	史跡地	特別史跡大宰府跡	32.60
		特別史跡水城跡	16.41
		特別史跡大野城跡	313.43
		史跡観世音寺及び子院跡	89.75
		史跡大宰府学校院跡	5.40
		史跡筑前国分寺	2.46
		史跡筑前国分瓦窯跡	0.18
		史跡宝満山	25.33
	計	485.57	
2	景観育成地区	「史跡のあるまち」「太宰府天満宮のあるまち」の二つの景観形成のために景観育成基準を定め、景観づくりを積極的に行っている区域	748.6
3	歴史的風致維持向上計画重点区域	本市の維持向上すべき歴史的風致について、効果的に維持向上するための区域	約 1,394
4	観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画	特別史跡大宰府跡南側を通る通称「政庁通り」について、さいふまりの道としてふさわしい店舗展開を可能とした条件付き緩和地区	2.6
5	門前町特別用途地区	太宰府天満宮門前にふさわしい街なみを形成するための建築ならびに用途の制限地区	約 10
6	参道景観保全地区	明治 28 年以前から現代まで、太宰府天満宮参道に下屋庇等をのぼし、参詣者の利便性向上をはかってきた建物景観を後世にも引き継ぐことを目的として、建築基準法の緩和を実現した区域	0.13



文化財保存活用区域図